

君津市一般廃棄物処理基本計画
【君津市食品ロス削減推進計画】
(素案)

君津市

目次

第1章 基本的事項

I 計画の基本事項	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け・構成	2
3. 計画区域	6
4. 計画期間	6
5. 計画の対象廃棄物	6
6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	7
II 自然環境の特性	8
1. 位置・地形条件	8
2. 気象	8
3. 水質	9
III 社会環境の特性	10
1. 人口動態	10
2. 産業動向	12
3. 交通	14
4. 土地利用	14

第2章 ごみ処理基本計画

I ごみ処理の現状	15
1. ごみ処理の現状	15
2. 中間処理・最終処分	17
3. ごみ量及び性状	21
4. ごみの再資源化	25
5. ごみ処理経費	26
6. その他団体との比較	27
II 市民アンケート	28
1. 調査概要	28
2. 調査対象	28
3. 調査結果	28
III 事業所アンケート	36
1. 調査概要	36
2. 調査対象	36
3. 調査結果	36
IV 中間評価	42
1. 前基本計画における数値目標	42
2. 1人1日当たりのごみ排出量	42
3. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	43
4. リサイクル率	43
5. 施策の実施状況	44

V	ごみに関する課題	45
1.	減量化・再資源化の課題	45
2.	廃棄物適正処理の課題	46
3.	その他の課題	46
VI	ごみの将来予測	47
1.	人口の予測	47
2.	ごみ排出量及び処理量の予測	48
VII	基本方針・数値目標	50
1.	ごみ処理の基本方針	50
2.	国・県の目標及び関連する計画等の数値目標	52
3.	本計画の数値目標	53
4.	数値目標達成時の推計	56
VIII	目標に向けた取組	57
1.	4Rの更なる推進に関する取組	58
2.	適正処理の推進と不適正処理対策の強化に関する取組	61
3.	市民・事業者・行政の協働の推進に関する取組	63

第3章 食品ロス削減推進計画

I	食品ロスの現状	65
1.	食品ロスを取り巻く情勢及び課題	65
II	基本方針・目標・取組	66
1.	基本方針	66
2.	国の目標	66
3.	本計画の数値目標	67
4.	食品ロス削減に向けた取組	68

第4章 生活排水処理基本計画

I	生活排水処理の現状	71
1.	生活排水処理の現状	71
2.	処理状況	73
3.	し尿処理経費	75
4.	中間評価	76
5.	生活排水処理の課題	76
II	基本方針・数値目標	77
1.	生活排水処理の基本方針	77
2.	本計画の数値目標	78
III	目標に向けた取組	79
1.	生活排水処理施設の整備・普及に関する取組	80
2.	生活排水の適正処理・管理の推進に関する取組	80

第1章 基本的事項

I 計画の基本事項

1. 計画の趣旨

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、循環型社会元年と位置付けられた平成 12（2000）年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。令和元（2019）年 10 月には食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和 4（2022）年 4 月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、君津市（以下「本市」という。）においては、令和元（2019）年に発生した台風第 15 号・19 号及び 10 月 25 日の大雨（以下「令和元年房総半島台風等」という。）による風水害により、甚大な被害を受けました。この経験を活かし、令和 3（2021）年 3 月に災害廃棄物処理の対応力向上に努めるため、「君津市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項では、市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定され、令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度までを計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下「前基本計画」という。）を平成 30（2018）年度に策定し、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

今回、社会情勢が変化してきたことに加え、前基本計画の中間目標年度となったことから、現状を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量化・再資源化及び適正な生活排水処理の推進による水環境の保全に努めるため、令和 6（2024）年度を始期とする一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

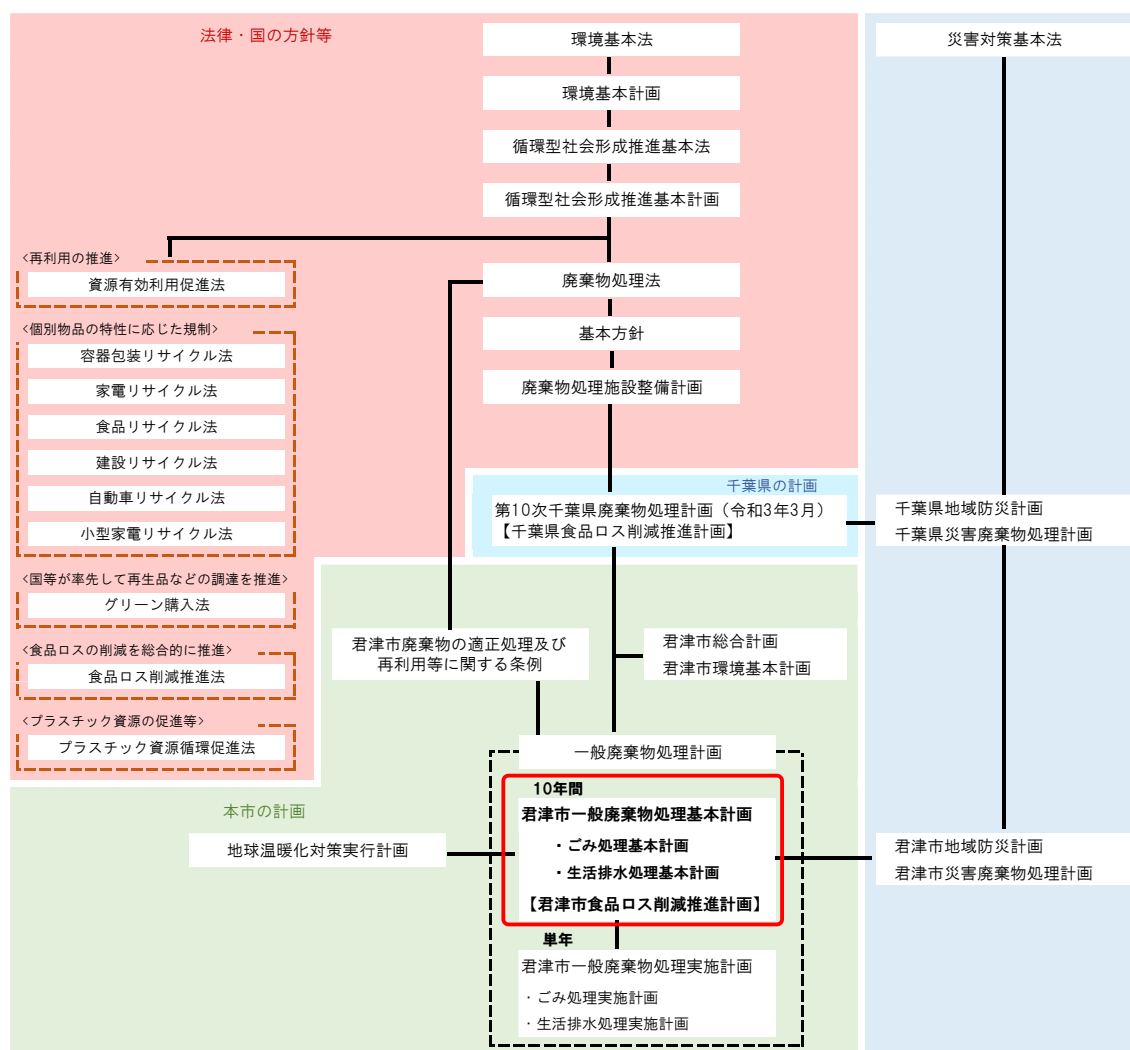
また、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項に基づき、策定に努めることとされるごみ処理に深い関わりのある「食品ロス削減推進計画」を併せて策定し、本市における食品ロスの削減を推進するものです。

2. 計画の位置付け・構成

1) 廃棄物処理関係法令等

本計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、国及び県の計画並びに本市の総合計画や環境基本計画等の関連計画と連携・整合を図ります。

また、国の指針に基づき、ごみに関する部分を「ごみ処理基本計画」、生活排水に関する部分を「生活排水処理基本計画」とし、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を併せて策定するものです。



出典)ごみ処理基本計画策定指針に一部加筆

図 循環型社会の形成を推進するための法体系

2) 国・県の関連計画等

(1) 国の関連計画等

①第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために政府により定められるものです。

平成30(2018)年6月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、

1. 持続可能な社会づくりと統合的取組
2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
4. 適正処理の更なる推進と環境再生
5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
7. 循環分野における基盤整備

を政策の柱としています。

②廃棄物処理法に基づく基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために環境大臣により定められるものです。

令和5(2023)年6月に策定された廃棄物処理法に基づく基本的な方針では、市町村の役割として、

- ・分別収集の推進及び再生利用により、適正な循環的利用に努める
 - ・適正な中間処理及び最終処分を確保
 - ・排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るために有料化の更なる推進
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進
 - ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化等の措置に努める 等
- が掲げられています。

③廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第5条の3に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法に基づく基本方針に即して環境大臣により定められるものです。

令和5(2023)年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、基本的理念として、以下の3つを掲げています。

- ・基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ・災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ・脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

④食品ロス削減推進法に基づく基本的な方針

食品ロス削減推進法 11 条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るために政府により定められるものです。

基本的施策として、以下の6つを掲げています。

1. 教育及び学習の振興、普及啓発等
2. 食品関連事業者等の取組に対する支援
3. 表彰
4. 実態調査及び調査・研究の推進
5. 情報の収集及び提供
6. 未利用食品を提供するための活動の支援等

⑤プラスチック資源循環戦略

海洋へのプラスチックごみ問題、気候変動問題等の課題、アジア各国による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、再生不可能な資源への依存度を減らし、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として政府により令和元(2019)年5月に策定されました。

「3R+Renewable」を基本原則とし、令和12(2030)年までに、

- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの累積25%排出抑制
- ・プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクル
- ・プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増

することを目指しています。

⑥プラスチック資源循環促進法に基づく基本的な方針

プラスチック資源循環促進法第3条に基づき、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進を総合的かつ計画的に推進するために主務大臣によって定められるものです。

市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

(2) 県の計画（第10次千葉県廃棄物処理計画【千葉県食品ロス削減推進計画】）

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、都道府県が定めるものとされています。

- ・ みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
- ・ 多様化する課題への対応
- ・ 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

を基本方針としています。

また、令和3（2021）年3月に策定された第10次千葉県廃棄物処理計画では、食品ロス削減推進法第12条の規定に基づく、「都道府県食品ロス削減推進計画」としても位置付け、食品ロス削減の必要性を認識し、「理解」するだけにとどまらず、具体的な「行動」に移すことを促す運動を展開していく必要があることとしています。

(3) 本市の関連計画

① 君津市総合計画

令和4（2022）年3月に「ひとが輝き幸せつなぐきみつ」を将来像とした「君津市総合計画」を策定しています。

豊かな自然と水に恵まれた環境を保全し、環境負荷の低減に向けた循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、将来に引き継ぐ環境づくりを地域全体で進めるため、具体的な施策を定めています。

② 第3次君津市環境基本計画

市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのマスタープランであり、5つの分野を設け、それぞれに基本方針を掲げています。

- ・ 地球環境（脱炭素社会）：カーボンニュートラルのまちをつくります
- ・ 生活環境：快適に住めるまちをつくります
- ・ 循環型社会：資源循環型のきれいなまちをつくります
- ・ 自然環境：さまざまな生き物と自然があふれるまちをつくります
- ・ 環境教育・協働連携：誰もが環境意識を持って暮らすまちをつくります

③ 第5次君津市地球温暖化対策実行計画

令和32（2050）年までに二酸化炭素等の温室効果ガスの実質排出量をゼロにしつつ、環境と経済が調和した持続可能な「環境グリーン都市」の実現に向けて「緩和策」及び「適応策」を推進することを目的とし、令和5（2023）年8月に策定しています。

3. 計画区域

計画区域は、本市の全域とします。

4. 計画期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

また、概ね5年または社会情勢等の諸条件に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
総合計画	R4～R12											
環境基本計画			R6～R15									
一般廃棄物 処理基本計画	前回	H31～R10										
	今回		R6～R15									
地球温暖化 対策実行計画		R5～R12										

図 計画期間

5. 計画の対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物とします。

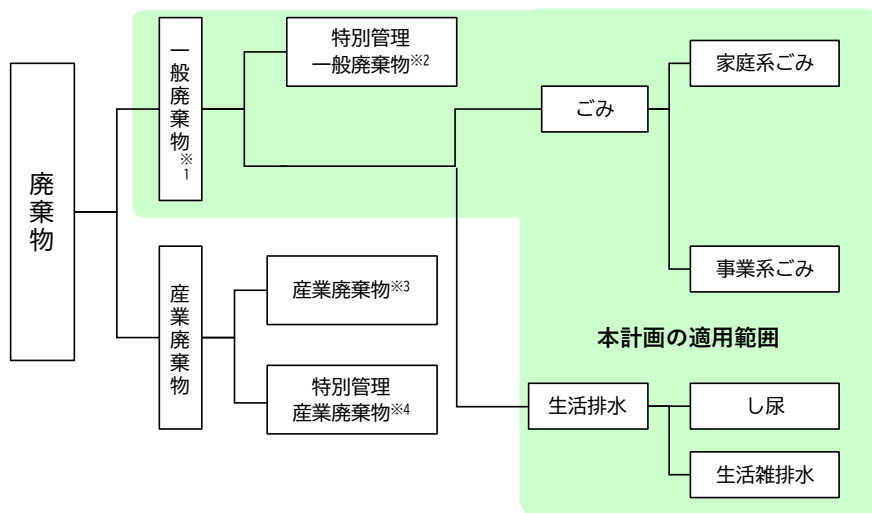


図 対象となる一般廃棄物

- ※1 一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指します。
- ※2 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを指します。
- ※3 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定められたもの20種類を指します。
- ※4 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性完成性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを指します。

6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

（1）「SDGs」の概要

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

社会、経済、環境の3側面からとらえることができる17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての国が取り組むべき普遍的な目標です。

（2）本計画との関係

SDGsの持続可能という考えは、循環型社会形成を目指す施策展開の観点からも重要です。このことから本市は、SDGsの推進を市民や事業者等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12 つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減や廃棄物の大幅削減等がターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止等が目標となっています。

主に廃棄物分野と関わりが深い項目として8つがあげられますが、それぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。



図 本計画とSDGsの関係

II 自然環境の特性

1. 位置・地形条件

本市は、房総半島のほぼ中央に位置し、面積は約 319 km²と県下第 2 位の市域を有し、周囲は約 118 km に及んでおり、首都 50 km 圏内に位置しています。

北側は木更津市、東側は市原市、大多喜町、鴨川市、南側は富津市と接しており、東京湾に面した北西部には世界に誇る製鉄所や整然と区画された市街地が広がり、内陸部には、豊かな自然や肥沃な農耕地が広がっています。



図 本市の位置

2. 気象

令和 4（2022）年度の久保測定局における平均気温は 16.7℃であり、年間を通して温和な気候です。降水量は年間 1,407mm であり、4 月が最も多くなりました。

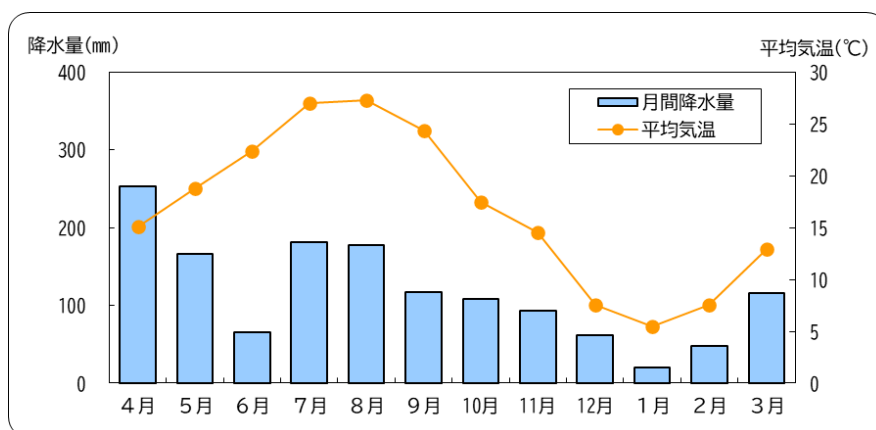


図 平均気温と降水量の推移（令和4年度）

3. 水質

本市には、二級河川の小糸川と小櫃川が流れています。

小糸川は全長 80km で、清和、小糸及び君津地区を縦断し、人見より東京湾に流入しています。源流は清和県民の森一帯で、上流域には三島湖、豊英湖があり、中流域の支流である江川上流には湊川（富津市）からの水を貯水した郡ダムがあります。これらの水は、農業用水や工業用水として利用されています。

小櫃川は全長 88km で、上総、小櫃地区を流下し、袖ヶ浦市と木更津市を経て東京湾に注いでいます。源流は清澄山の北斜面で、上流域には亀山湖があり、県下最大の貯水量を有しています。また、支流の笹川には笹川湖（片倉ダム）があります。これらの水は、農業用水として利用されているほか、下流では水道水として取水されています。

令和4（2022）年度の水質調査結果では小糸川及び小櫃川については、全地点で環境基準を達成しており、年間を通じた評価は良好です。

ただし、亀山湖については、広い面積と入り組んだ地形によって水の流れが悪く、環境基準を達成することはできませんでした。

表 水質調査結果（令和4年度）

	調査地点		類型	環境基準値	75%値	達成状況
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	小糸川	奥米橋	B	3mg/ℓ	1.9	○
		粟倉橋			1.1	○
		八千代橋	C	5mg/ℓ	1.2	○
		松川橋			1.0	○
		釜神橋			1.1	○
		人見大橋			1.1	○
	小櫃川	蔵波橋	A	2mg/ℓ	0.8	○
		雨城橋			1.4	○
		岩田橋			1.5	○
		御腹川橋			1.2	○
		西賀和橋			B	3mg/ℓ
化学的 酸素要求量 (COD)	亀山湖	新釜生橋	A	3mg/ℓ	5.0	×
		ダム堰堤			8.3	×
		小月橋			8.9	×
		片倉橋			7.9	×

Ⅲ 社会環境の特性

1. 人口動態

1) 人口及び世帯数

人口については、国の指針において過去10年間程度の推移を整理することとされていることから、平成25（2013）年度と令和4（2022）年度を比較したところ、人口については7,363人減少しているものの、世帯数は1,317世帯増加しており、1世帯当たりの人口については減少しています。

表 人口及び世帯数の推移

年度	人口（人）				世帯数（戸）	世帯人員（人/戸）
	男性	女性	男性/女性			
H25	88,810	45,298	43,512	0.51 / 0.49	37,915	2.3
H26	88,221	44,963	43,258	0.51 / 0.49	38,127	2.3
H27	87,581	44,669	42,912	0.51 / 0.49	38,407	2.3
H28	86,815	44,299	42,516	0.51 / 0.49	38,653	2.2
H29	85,769	43,762	42,007	0.51 / 0.49	38,698	2.2
H30	85,067	43,470	41,597	0.51 / 0.49	38,828	2.2
R1	84,096	42,954	41,142	0.51 / 0.49	38,971	2.2
R2	83,177	42,524	40,653	0.51 / 0.49	39,135	2.1
R3	82,364	41,995	40,369	0.51 / 0.49	39,176	2.1
R4	81,447	41,472	39,975	0.51 / 0.49	39,232	2.1
10年間	-7,363	-3,826	-3,537	-	1,317	-0.2

※人口及び世帯数は、各年度9月末時点。

資料：住民基本台帳

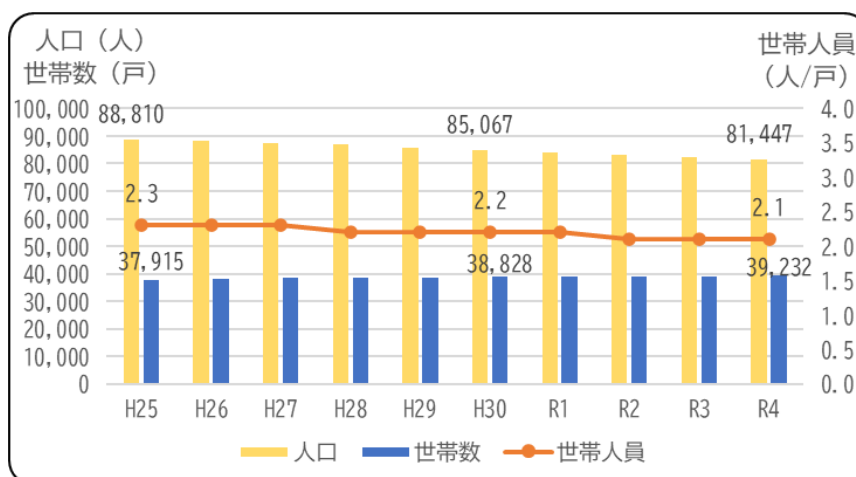


図 人口及び世帯数の推移

2) 年齢（5歳階級）別、男女別人口

令和4（2022）年9月末時点における年齢（5歳階級）別人口構成は、男女ともに70から74歳が最も多くなっています。

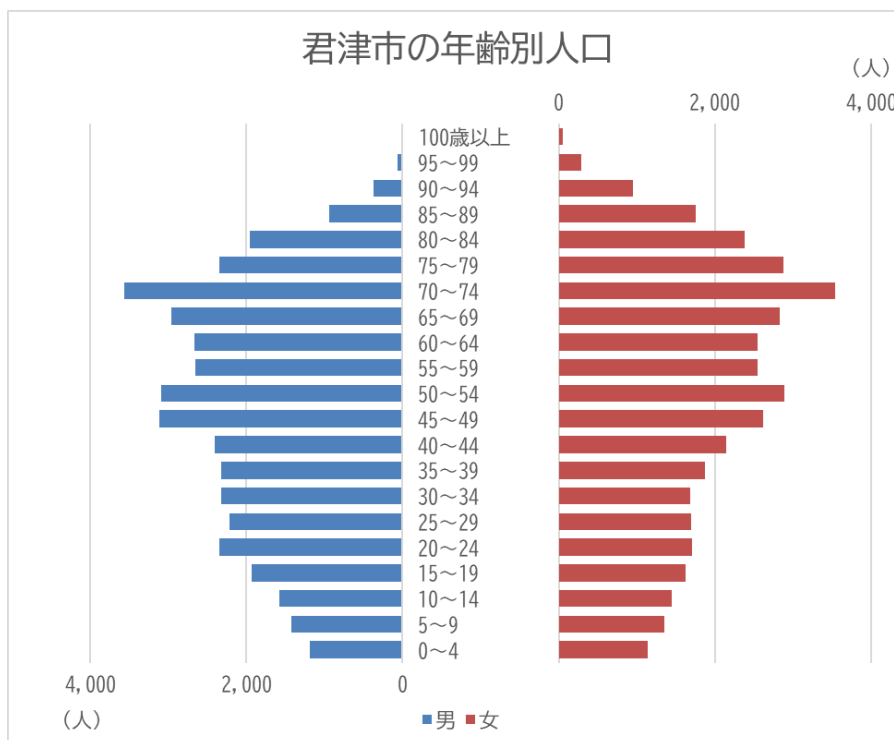


図 年齢（5歳階級）別、男女別人口の推移

2. 産業動向

1) 産業別就業人口

令和2（2020）年度の国勢調査における就業人口は40,841人で、平成27（2015）年度の調査から約5%減少しています。

第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少傾向にありますが、第1次産業のうち、林業、情報通信、医療・福祉は増加しています。

表 産業別就業人口の推移

区分	就業人口（人）			就業人口 構成比（%）
	H22	H27	R2	R2
合計	43,859	42,921	40,841	100.0
第1次産業	1,649	1,606	1,461	3.6
農業	1,597	1,569	1,415	3.5
林業	43	29	38	0.1
漁業	9	8	8	0.0
第2次産業	13,015	12,192	11,853	29.0
鉱業、碎石、砂利採取	140	121	81	0.2
建設業	4,936	4,090	3,895	9.5
製造業	7,939	7,981	7,877	19.3
第3次産業	27,228	27,680	25,853	63.3
電気・ガス・熱供給・水道	305	305	261	0.6
情報通信	542	566	600	1.5
運輸、郵便	3,000	2,920	2,574	6.3
卸売、小売	5,841	5,606	5,198	12.7
金融、保険	753	727	609	1.5
不動産、物品賃貸	647	703	675	1.7
学術研究、専門・技術サービス	1,512	1,700	1,384	3.4
宿泊・飲食サービス	2,460	2,467	2,276	5.6
生活関連サービス・娯楽	2,180	2,013	1,706	4.2
教育・学習支援	1,688	1,693	1,635	4.0
医療・福祉	3,854	4,452	4,590	11.2
複合サービス	325	455	406	1.0
サービス	2,840	2,864	2,796	6.8
公務	1,281	1,209	1,143	2.8
分類不能の産業	1,967	1,443	1,674	4.1

出典：国勢調査

※就業人口比率は小数点以下第1位で調整しているため、合計が合わない場合があります。

2) 産業別事業所数

令和3（2021）年度に実施した経済センサスにおける事業所数は3,074事業所で、平成28（2016）年度から約6%減少しています。

また、第2次産業及び第3次産業の事業所数については減少していますが、第1次産業については増加しています。

表 産業別事業所数の推移

区分	事業所数（事業所）					事業所数 構成比（%）
	H21	H24	H26	H28	R3	R3
合計	3,640	3,339	3,372	3,287	3,074	100.0
第1次産業	34	34	40	41	48	1.6
農業・林業	33	33	39	40	47	1.5
漁業	1	1	1	1	1	0.0
第2次産業	658	625	605	566	553	18.0
鉱業、碎石、砂利採取	18	19	14	14	18	0.6
建設業	471	429	412	395	388	12.6
製造業	169	177	179	157	147	4.8
第3次産業	2,948	2,679	2,727	2,680	2,473	80.4
電気・ガス・熱供給・水道	6	3	2	1	3	0.1
情報通信	9	6	3	5	8	0.3
運輸、郵便	82	76	76	78	74	2.4
卸売、小売	813	707	704	688	640	20.8
金融、保険	55	54	48	48	40	1.3
不動産、物品賃貸	228	219	237	239	196	6.4
学術研究、専門・技術サービス	112	96	98	110	111	3.6
宿泊・飲食サービス	679	624	642	619	498	16.2
生活関連サービス・娯楽	377	367	358	348	330	10.7
教育・学習支援	151	107	110	104	92	3.0
医療・福祉	184	175	205	204	220	7.2
複合サービス	25	23	25	25	25	0.8
サービス	227	222	219	211	236	7.7
分類不能の産業	0	1	0	0	0	0.0

出典：経済センサス

※事業所数構成比率は小数点以下第1位で調整しているため、合計が合わない場合があります。

3. 交通

本市の公共交通は、西部にJR内房線、東部にJR久留里線が南北方向に配置されているほか、民間事業者による路線バスやタクシー、行政によるコミュニティバスやデマンドタクシー等様々な公共交通が運行されています。

しかしながら、地理的条件や鉄道網の関係等から、自家用車の利用を前提としたライフスタイルが定着していることに加え、人口も減少していることから公共交通の利用者は減少傾向にあります。

4. 土地利用

本市の土地利用の構成比を見ると山林が最も多くなっています。

山林は、市域の東部と南部に広く分布し、市原市、富津市及び鴨川市との境界部に広がっています。これらの地域においては、林地の他、ゴルフ場等として開発された土地利用が見られます。

市街化区域では、北西部の工業用地を除き、多くが住宅用地であり、君津駅周辺や国道127号沿線には商業用地等により市街化が進んでいます。

表 土地利用状況

(各年1月1日現在 単位：km²)

地目（現況）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	利用割合（%）
総数	318.830	318.830	318.810	318.810	318.810	318.810	318.810	318.810	318.810	318.780	100.00
宅地	24.746	24.838	24.840	24.872	24.924	25.006	25.064	25.047	25.112	25.180	7.90
田	29.702	29.646	29.555	29.503	29.430	29.404	29.254	29.143	29.020	28.935	9.08
畑	10.591	10.546	10.499	10.486	10.439	10.390	10.402	10.324	10.289	10.248	3.21
山林	125.215	125.224	125.353	125.448	125.478	125.226	124.918	124.739	124.704	124.725	39.13
原野	12.387	12.385	12.323	12.427	12.431	12.470	12.473	12.434	12.443	12.444	3.90
雑種地	11.684	11.716	11.777	11.717	11.760	12.001	12.405	12.863	12.979	13.078	4.10
池沼	0.424	0.424	0.424	0.424	0.424	0.424	0.423	0.423	0.423	0.423	0.13
その他	104.081	104.051	104.039	103.933	103.924	103.889	103.871	103.837	103.840	103.747	32.55

※その他には、国・県・私有地及び道路等を含みます。

第2章 ごみ処理基本計画

I ごみ処理の現状

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理の分別区分と収集状況

令和5（2023）年4月1日現在、ごみの分別区分は、資源ごみ14品目、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、せん定木等及び有害ごみの計19品目に分別されます。

令和3（2021）年度時点で、大多喜町が22品目、千葉市が21品目となっており、本市は印西市及び我孫子市と並んで3番目に分別区分が多い状況となっています。

また、令和元年房総半島台風等の被害を受けたことや新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等によりごみ量に大きな変化が見られました。

表 ごみの区分と収集状況

区分		ごみの種類等	排出方法	収集方法	収集頻度	収集主体
資源ごみ	紙類 (5種類)	新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、雑紙	品目ごとに分けてひもで十字に縛る (雨天時は透明袋)	ステーション方式	月2回	委託
	繊維類	汚れや穴などの開いていない衣類	透明な袋またはひもで十字に縛る (雨天時は透明袋)			
	ペットボトル	ペットボトル	中身の見える程度のレジ袋等		月4回	
	容器包装プラスチック	プラ表示のある食料等の容器や包装として使用されていたプラスチック				
	缶類 (2種類)	飲料や食料等の缶、スプレー缶	専用コンテナ		月2回	
	びん類 (4種類)	生きびん、茶びん、透明びん、その他びん				
可燃ごみ	生ごみ、草木を原材料とした製品、紙類、繊維類、プラスチック類、ゴム類、皮革類、ビニール類 など	指定ごみ袋	週2回			
不燃ごみ	金属を原材料として製品、ガラスや陶磁器を原材料とした製品、これらと可燃物を原材料とした製品 など		直営委託			
粗大ごみ	1辺が50cm以上または3辺の合計が100cm以上で、長さが150cm以内・重さ80kg以内のもの	粗大ごみ処理券の貼付	戸別収集方式	月1回	直営	
せん定木等	木、竹、草等 (外周1m以内、長さ60cm以内)	ひもで縛り、粗大ごみ処理券の貼付				
有害ごみ	乾電池、ボタン電池、ライター	透明の袋または品名を書いたレジ袋	ステーション方式	直営委託		

2) ごみ処理の状況

令和5（2023）年4月1日現在、収集・搬入されたごみから再資源化可能なものは選別し、事業者へ売却や再資源化を委託しています。

破碎後に発生する残渣や可燃ごみは、君津地域広域廃棄物処理施設で溶融処理を行い、溶融飛灰のみを埋立処分しています。

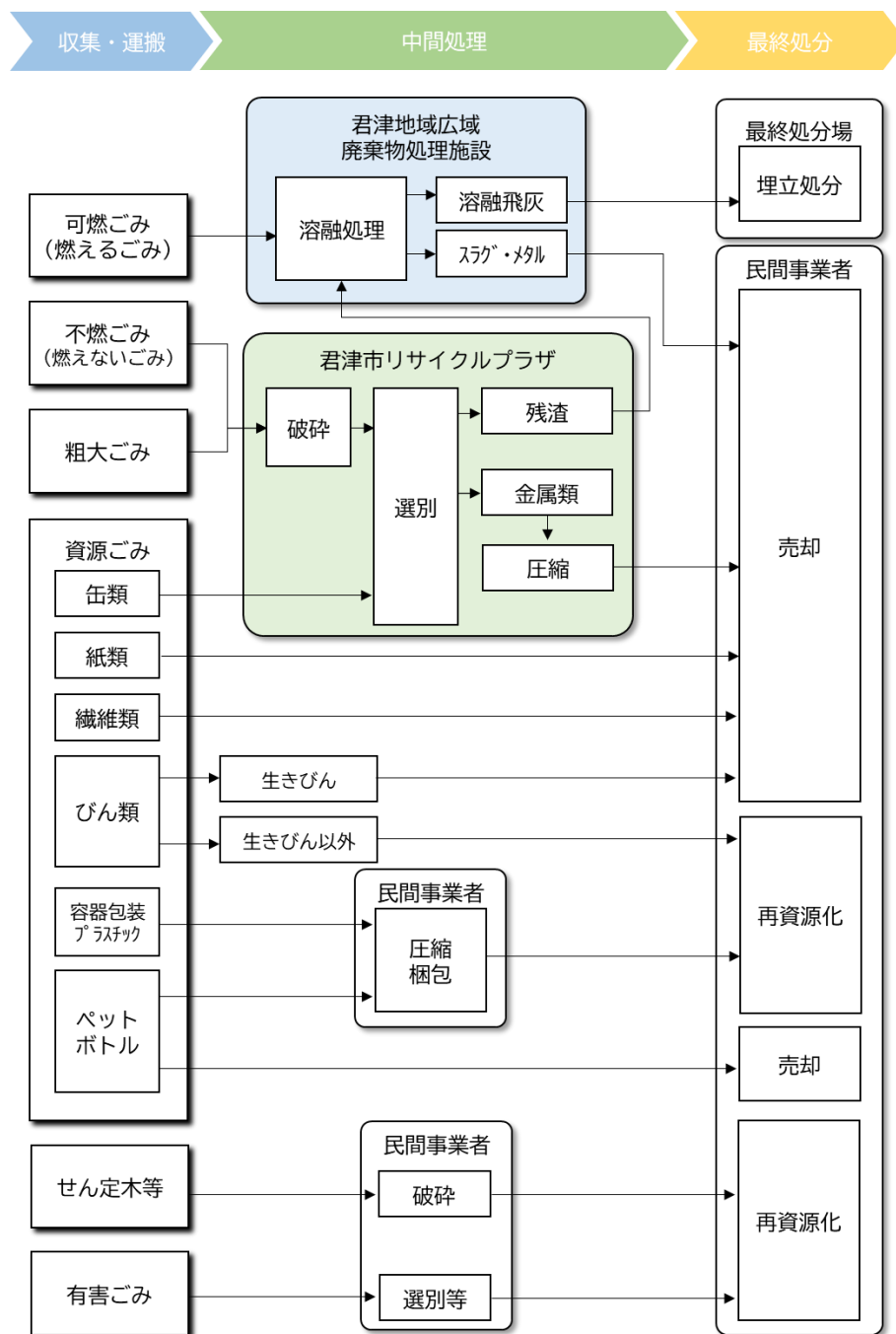


図 ごみ処理フロー

2. 中間処理・最終処分

1) 中間処理・最終処分の概要

君津市リサイクルプラザでは、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別を行うとともに、資源ごみとして収集した缶及び選別した金属の圧縮処理を行っています。

可燃ごみ及び破碎・選別後に発生する残渣は、君津地域広域廃棄物処理施設で溶融処理しています。

また、溶融処理後に発生するスラグ・メタルは再資源化しており、溶融飛灰のみを埋め立てています。

表 君津市リサイクルプラザの概要

項目	内容
施設名称	君津市リサイクルプラザ
所在地	千葉県君津市三直 1552-35
事業主体	君津市
処理能力	44 t/日 (5時間)
処理方法	破碎処理、選別処理、圧縮処理
稼働	平成9 (1997) 年4月

表 君津地域広域廃棄物処理施設の概要

項目	内容
施設名称	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	千葉県木更津市新港 17 番 2
事業主体	株式会社かずさクリーンシステム
処理能力	450 t/日 (100 t/日×2 炉、125 t/日×2 炉)
処理方法	直接溶融・資源化システム
稼働	平成 14 (2002) 年 4 月
余熱利用設備	蒸気タービン発電 (最大出力：8,000kW)

2) 君津市リサイクルプラザにおける中間処理

君津市リサイクルプラザにおける中間処理量については、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度と続けて不燃ごみが大幅に増加しましたが、その後は減少しています。

不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別処理を行うとともに、資源ごみとして収集した缶類や取り出した金属類の圧縮処理を行い、有価物として売却しています。

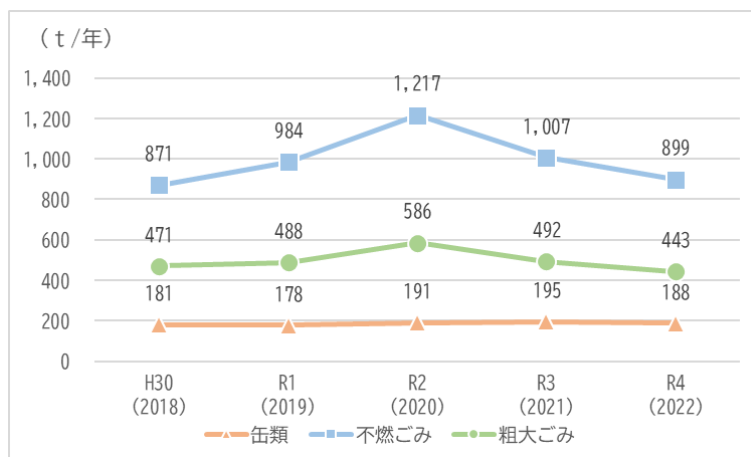


図 中間処理量の推移

表 処理後発生物量の推移

(単位：t/年)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
破碎等処理後発生物量	1,404	1,528	1,871	1,489	1,366
残渣	843	914	1,229	1,027	850
再資源化					
金属類	380	436	451	267	328
缶類	181	178	191	195	188

3) 君津地域広域廃棄物処理施設における中間処理

君津地域広域廃棄物処理施設における溶融処理量については、令和元（2019）年度に増加し、その後は減少傾向で推移しています。

また、溶融処理後発生物については、スラグが半分以上を占めており、スラグ・メタルは有価物として売却し、路盤材等に再資源化されています。

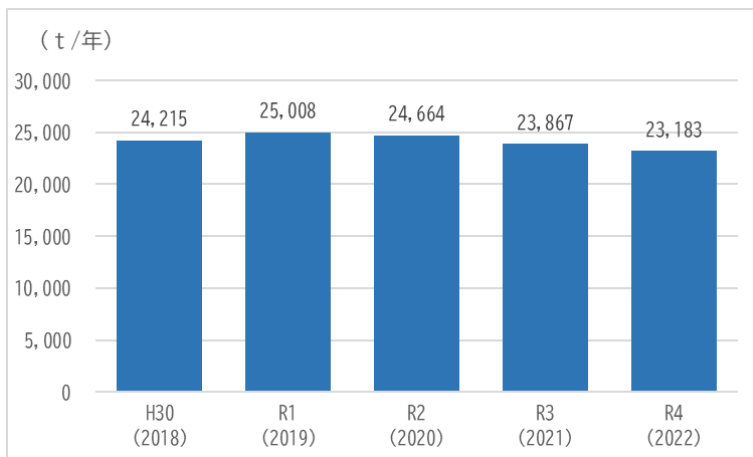


図 溶融処理量の推移

表 処理後発生物量の推移

(単位：t/年)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
溶融処理後発生物量	3,791	3,768	4,211	3,698	3,374
飛灰	950	958	1,057	897	805
再資源化					
スラグ	2,311	2,259	2,524	2,250	2,177
メタル	530	551	630	551	392

4) 最終処分量の推移

最終処分については、溶融処理後の溶融飛灰のみを埋立処分しており、最終処分量は令和2（2020）年度に大きく増加したものの、その後は減少しています。

令和4（2022）年度の最終処分率は、平成30（2018）年度と比較すると0.3ポイント減少しています。

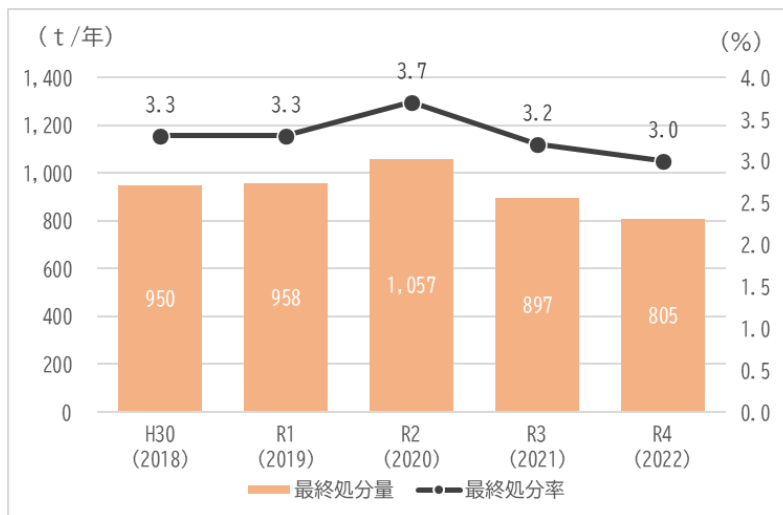


図 最終処分量の推移

3. ごみ量及び性状

1) ごみ総排出量の推移

令和4（2022）年度のごみ総排出量については、平成30（2018）年度と比べ約5%減少しています。

このうち家庭から排出される生活系ごみについては、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度と続けて増加していますが、令和元年房総半島台風等の被害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響が要因として考えられます。令和3（2021）年度以降は減少しており、令和4（2022）年度は平成30（2018）年度と比較すると約3%減少しています。

また、事業所から排出される事業系ごみについては、令和元（2019）年度に令和元年房総半島台風等の影響で増加し、令和2（2020）年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響により減少しています。令和4（2022）年度は平成30（2018）年度と比較すると約8%減少しています。

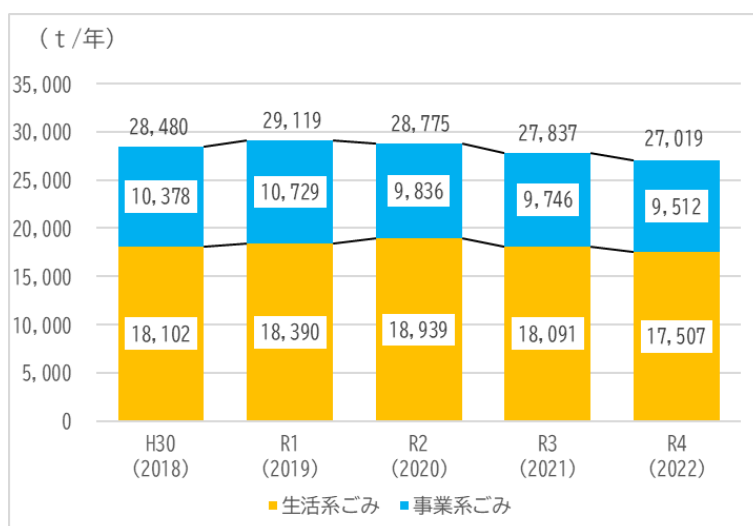


図 ごみ総排出量の推移

2) 生活系ごみ量の推移

生活系ごみについては、可燃ごみの割合が最も高く、令和4（2022）年度は約74%となっています。

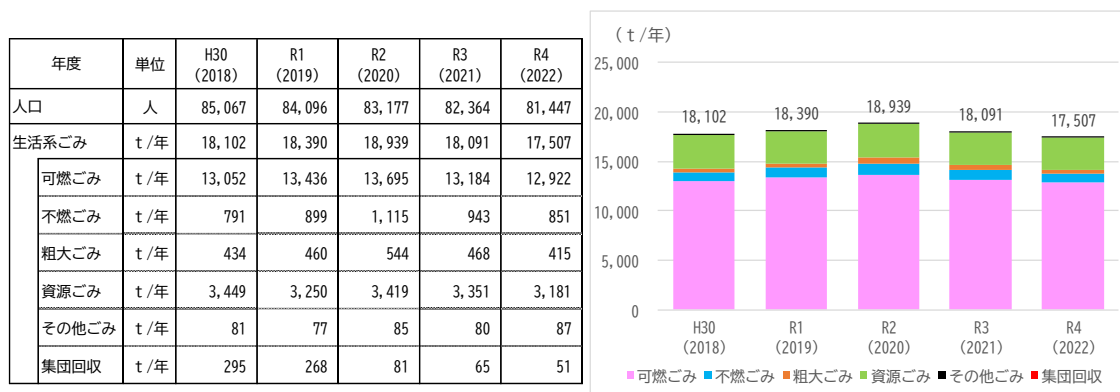


図 生活系ごみ量の推移

3) 事業系ごみ量の推移

事業系ごみについては、可燃ごみの割合が最も高く、令和4（2022）年度は約98%となっています。

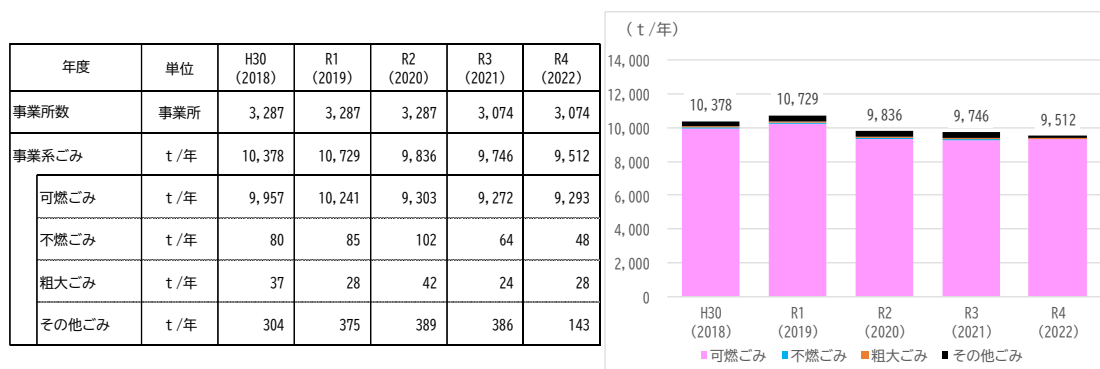


図 事業系ごみ量の推移

4) ごみ排出量（排出量原単位）の比較

令和4（2022）年度の1人1日当たりのごみ排出量は、平成30（2018）年度と比べ8g削減できているものの、国・県の平均より排出量が多い状況です。このうち、生活系ごみについては、国・県の平均より少ないものの、事業系ごみについては、国・県の平均を大きく超えている状況です。

表 1人1日当たりのごみ排出量の推移

（単位：g/人・日）

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	構成割合 (%) R3
君津市	917	946	948	926	909	100.0
生活系ごみ	583	597	624	602	589	65.0
事業系ごみ	334	349	324	324	319	35.0
千葉県	897	905	894	880	-	100.0
生活系ごみ	638	648	666	643	-	73.1
事業系ごみ	258	257	228	236	-	26.8
国	919	919	901	890	-	100.0
生活系ごみ	638	639	649	636	-	71.5
事業系ごみ	280	280	252	254	-	28.5

※整数へ調整しているため、合計が合わない場合があります。

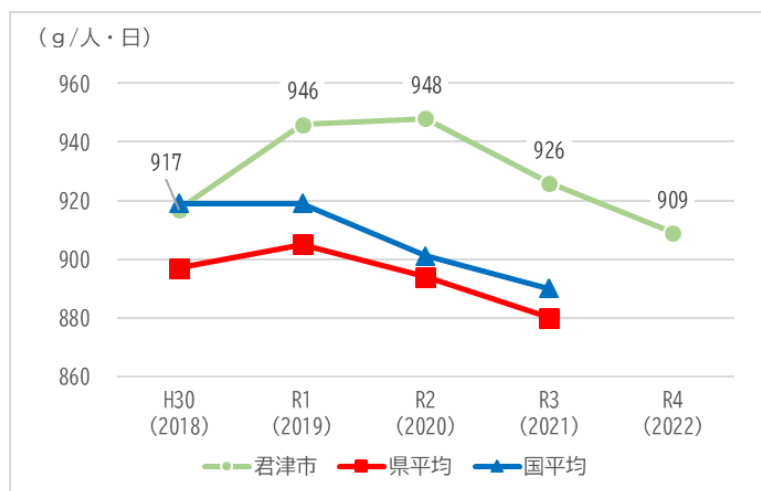


図 1人1日当たりのごみ排出量の推移

5) ごみの性状

令和5（2023）年度に可燃ごみの性状を次のとおり分別し、排出割合の調査を実施しました。

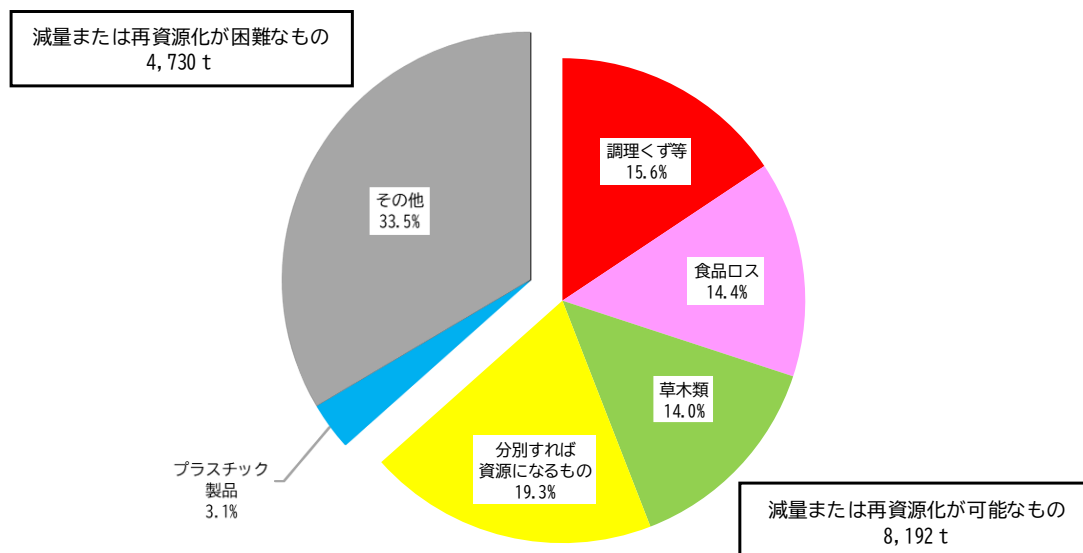
- ①調理くず等（生ごみのうち、可食部分が残っていないもの）
- ②食品ロス（生ごみのうち、食べ残し等により可食部分が残っているもの）
- ③草木類
- ④分別すれば資源になるもの
（ペットボトルや紙等の分別をすれば資源ごみとして排出が可能なもの）
- ⑤プラスチック製品
- ⑥その他（①～⑤以外のもの）

①及び②については、生ごみ重量の約8割が水分とされることから、水切りの徹底や乾燥させることによって減量することができ、また、②については計画的な買い物や調理を行うことによっても減量することが見込めます。

③及び④については、しっかりと分別し、資源ごみとして排出することで再資源化をすることが可能となります。

⑤についても、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、今後、分別収集することで再資源化することが可能となります。

なお、令和4（2022）年度の可燃ごみ排出量の実績に基づく推計では、令和5（2023）年4月時点の分別で減量または再資源化が可能なものは8,192 tとなりました。



※小数点以下第1位で調整しているため、合計が合わない場合があります。

図 可燃ごみの性状（組成割合）

4. ごみの再資源化

1) 資源ごみ回収量の推移及び性状

ごみの分別 19 品目に対する市民の理解・協力によって、リサイクル率は県内でも高い水準で推移していますが、平成 30（2018）年度と比較すると資源ごみ回収量は約 14%減少しています。

新聞や雑誌は、デジタルコンテンツの拡充等により紙媒体の排出量が減少していること、飲料等の容器であるびんがペットボトル等の軽量の容器に代替されていることが要因として考えられます。

また、PTA や子ども会等の団体が行う資源物の集団回収については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、実施する団体数や回収量が減少していることもリサイクル率が減少している要因としてあげられます。

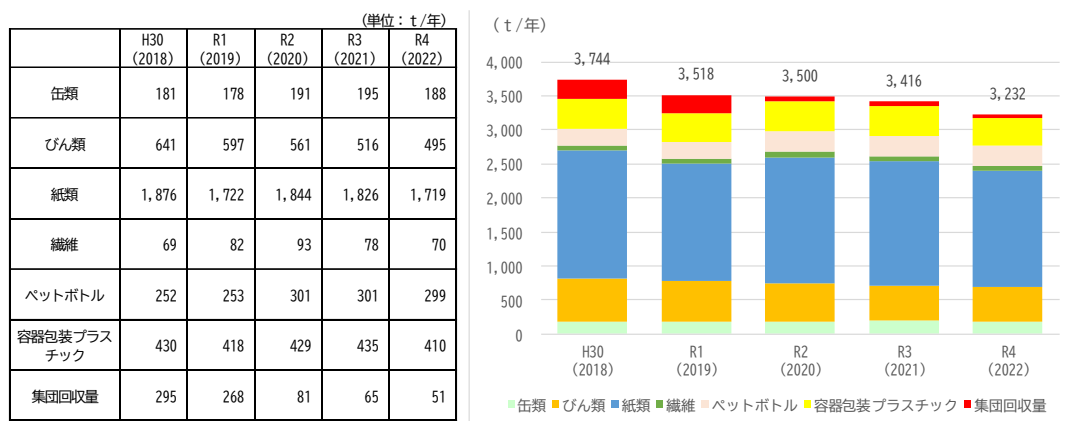


図 資源ごみ量の推移

2) リサイクル率の比較

平成 30（2018）年度と比較して 1.6 ポイント減少していますが、国・県の平均よりも高い水準で推移しています。

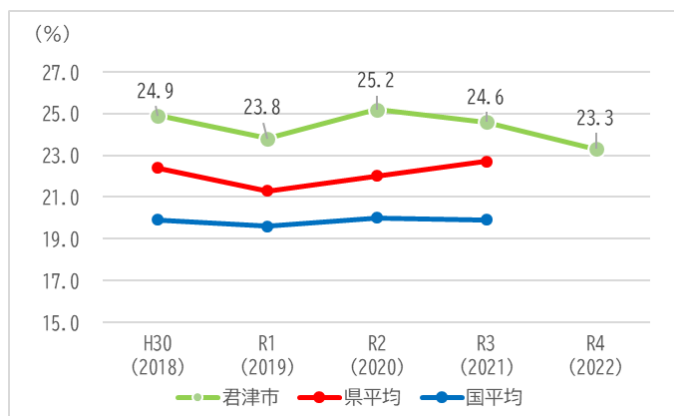


図 リサイクル率の推移

5. ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費は、収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでの人件費を含む処理経費や、施設の維持管理等を含みます。

ごみ処理経費は、令和2（2020）年度に次期広域廃棄物処理事業に係る出資金の影響により大幅に増加し、令和3（2021）年度には減少したものの、最低賃金の改定や燃料費の高騰等の影響を受け、令和4（2022）年度は平成30（2018）年と比較すると約6%増加しています。

表 ごみ処理経費の推移

項目	単位	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
処理・維持管理費	千円	1,350,169	1,403,404	1,422,137	1,403,203	1,427,861
建設改良費	千円	972	2,888	123,103	2,332	3,106
その他	千円	1,326	639	952	769	678
処理費合計	千円	1,352,467	1,406,931	1,546,192	1,406,304	1,431,645
人口	人	85,067	84,096	83,177	82,364	81,447
1人当たりのごみ処理費用	円/人	15,899	16,730	18,589	17,074	17,578
ごみ総排出量	t	28,480	29,119	28,775	27,837	27,019
1t当たりのごみ処理費用	円/t	47,488	48,317	53,734	50,519	52,987
【参考】						
使用料及び手数料※	千円	258,914	278,279	273,711	271,737	270,243

※指定ごみ袋や粗大ごみ処理券などの手数料

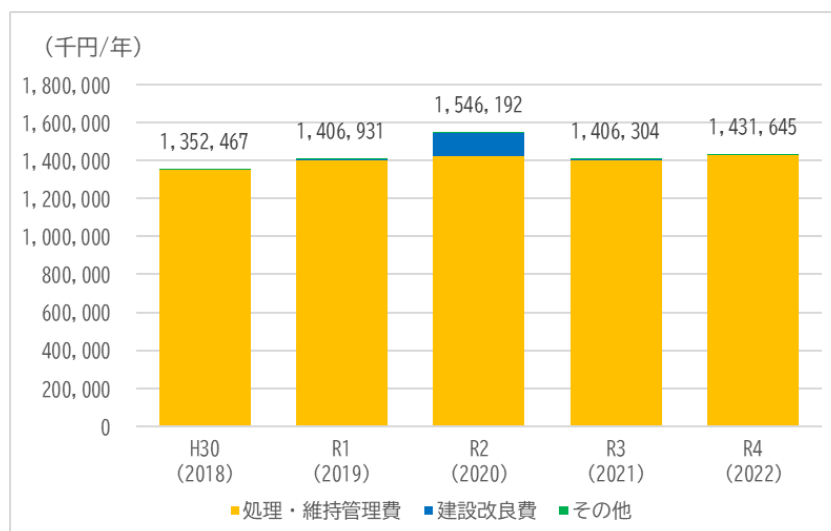


図 ごみ処理経費の推移

6. その他団体との比較

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、本市のごみ処理システムを評価しました。令和3（2021）年度の実績に基づき比較対象としたのは、全国の産業構造等の似通った自治体（96自治体）であり、本市は、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」が類似自治体の偏差値を上回っている一方、その他の項目では下回っています。

システムの更なる向上のためには、ごみ排出量を削減するとともに、処理経費を抑える必要があります。

表 ごみ処理評価システム分析結果

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率（RDF・セメン ト原料化等除く） (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.866	0.183	0.082	13,543	43,983
最大	1.364	0.466	0.714	27,717	87,935
最小	0.661	0.041	0.000	7,955	18,700
標準偏差	0.128	0.074	0.085	3,262	11,679
君津市実績	0.926	0.246	0.032	16,958	50,513
偏差値	45.3	58.5	55.9	39.5	44.4

※偏差値は類似自治体の平均より優れている場合に50以上の値となります。

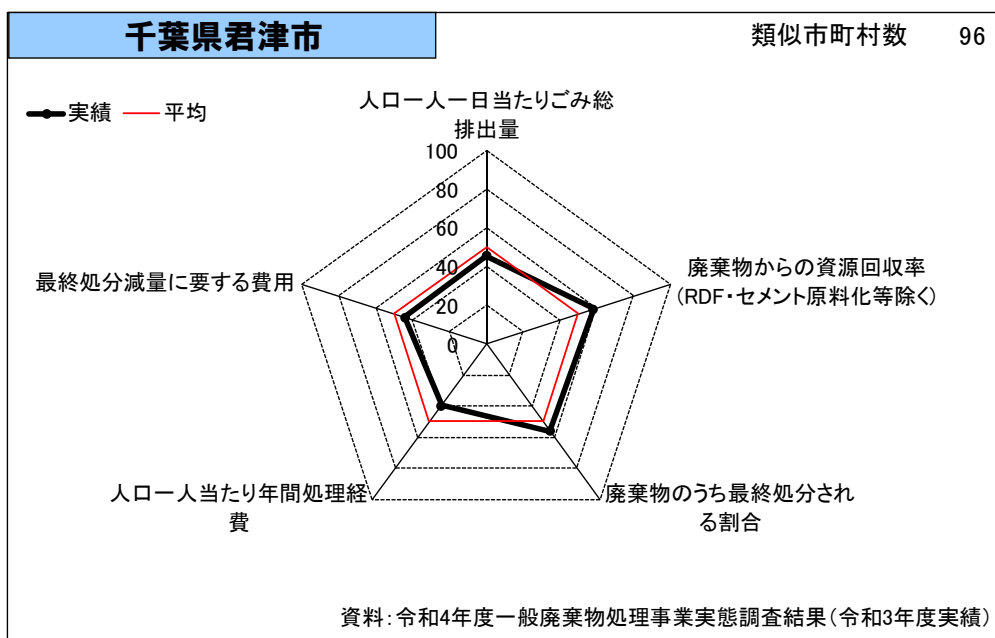


図 ごみ処理評価システム分析結果

II 市民アンケート

1. 調査概要

令和5（2023）年7月に市民の1,000人を対象にごみの減量・再資源化に関するアンケート調査を実施しました。

2. 調査対象

令和5（2023）年5月31日現在、市内在住の20歳以上の方を対象として、1,000人の方を性別・年齢別に無作為抽出しました。

3. 調査結果

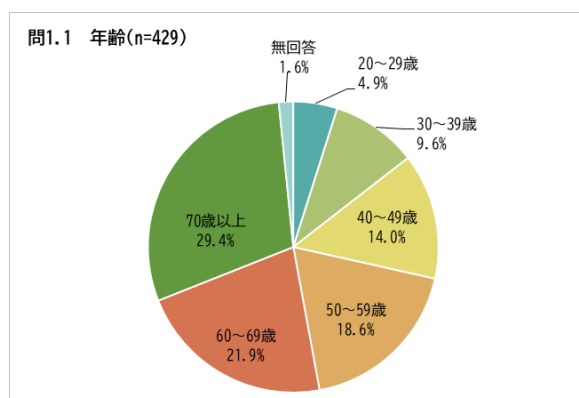
1) 回答数

429件 ※回答率：42.9%

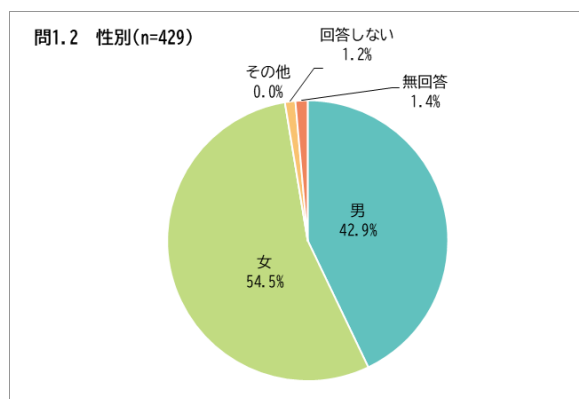
2) 結果

(1) ご家庭の情報について

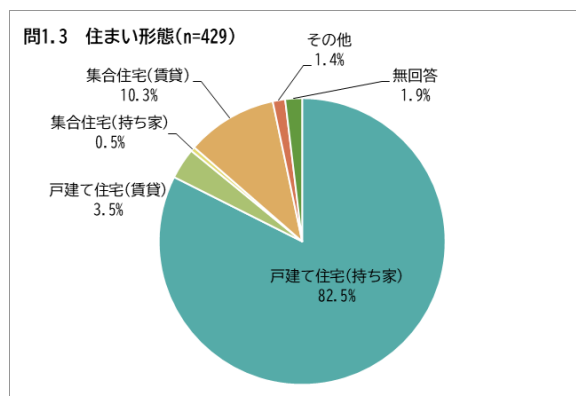
問1-1 年齢をお答えください。



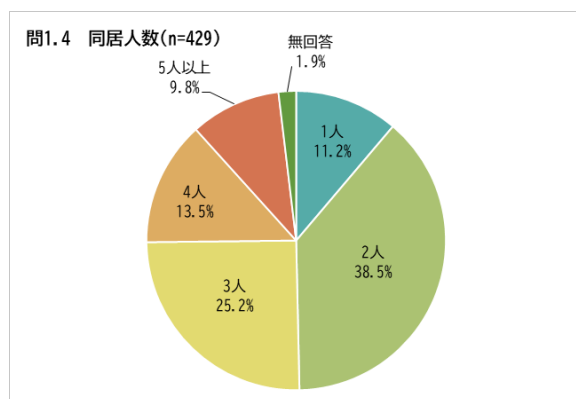
問1-2 性別をお答えください。



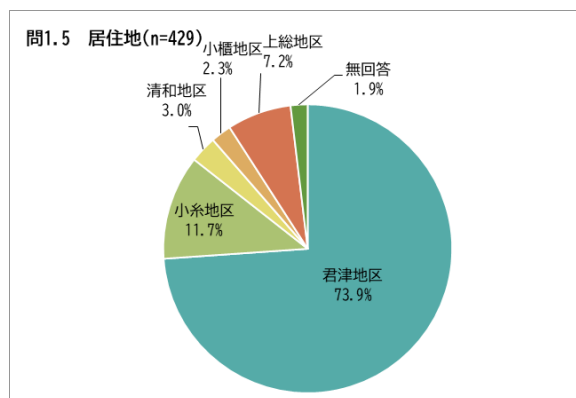
問1-3 お住まいの形態をお答えください。



問1-4 同居されている人数（自身を含む）をお答えください。

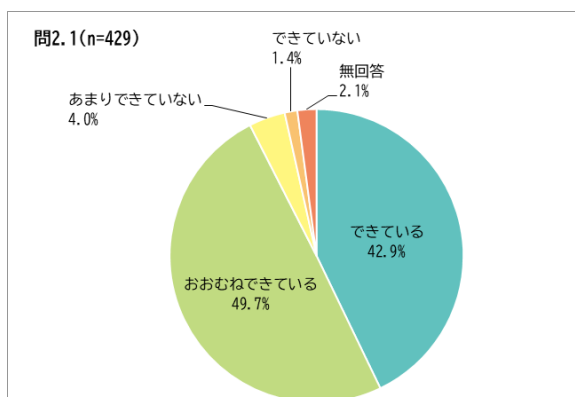


問1-5 お住いの地域についてお答えください。

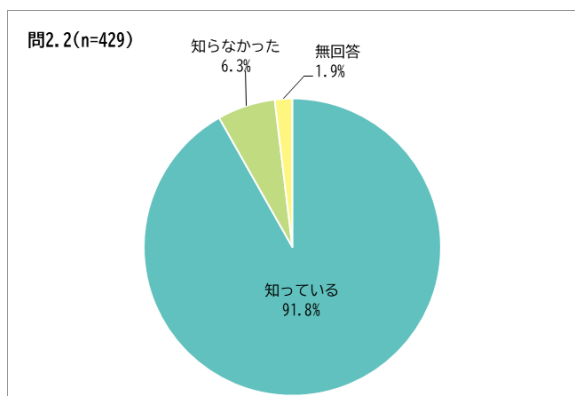


(2) ごみの分別・出し方について

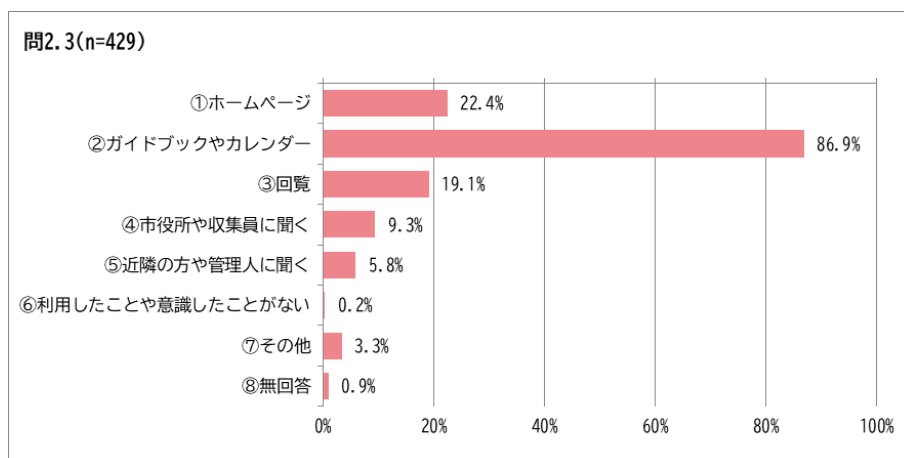
問2-1 ごみの分別・出し方のルールは守られていると思いますか。



問2-2 ごみの出す時間は、収集日当日の午前6時から8時までとなっていることをご存知でしたか。

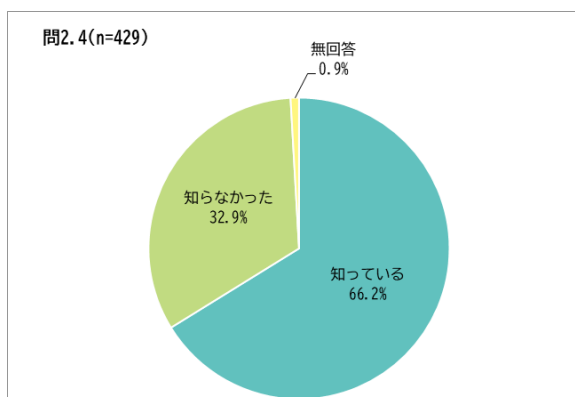


問2-3 ごみの分別・出し方について調べる方法として、よく利用するものをお答えください。(複数回答可)

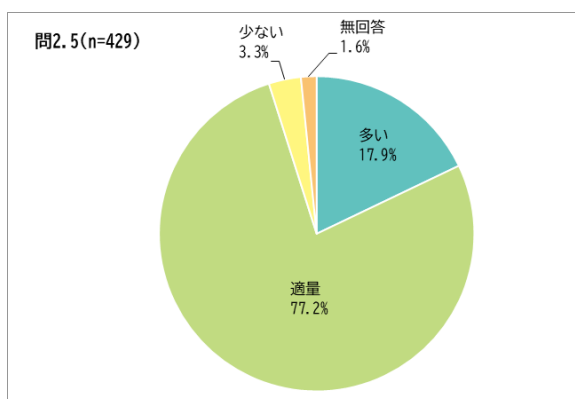


※その他では「清掃工場に聞く」が最も多く8件となりました。

問2-4 本市が資源として集めているのは容器包装プラスチックであり、ストローやタッパー等の製品は資源にならないことをご存知でしたか。



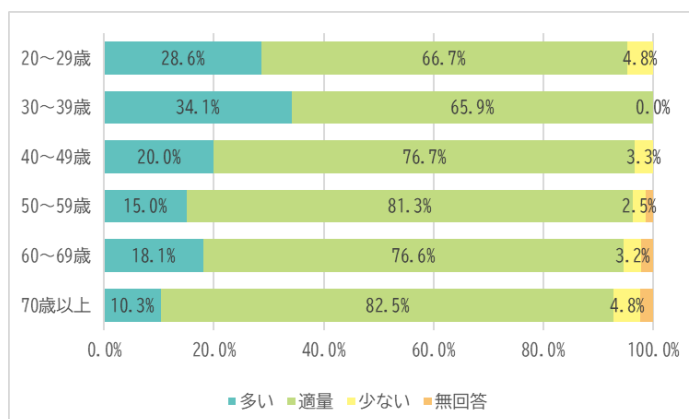
問2-5 資源ごみの分別数についてどう思いますか。



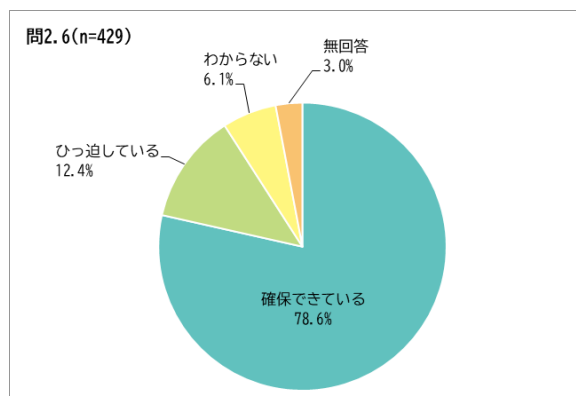
参考

年齢別×資源ごみの分別数

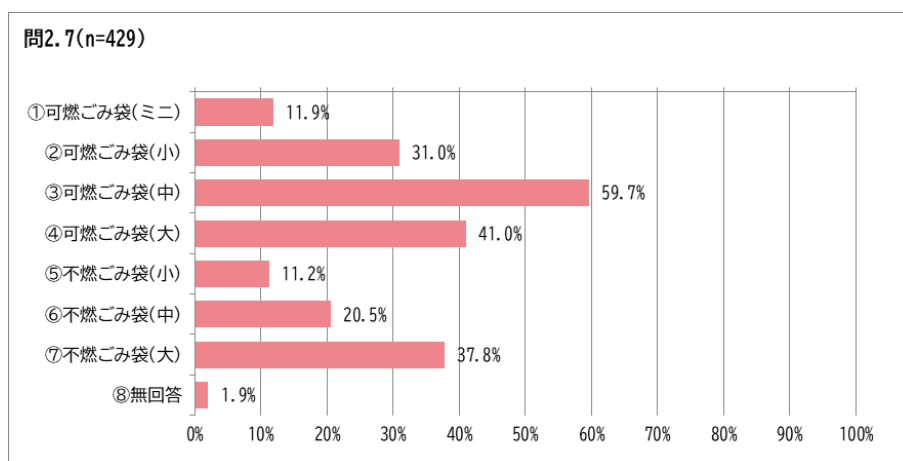
「問1-1」の年齢と「問2-5」のクロス集計では、どの年齢層においても資源ごみの分別区分については、「適量」と答えた方の割合が高いものの、30～39歳の方については、他に比べて分別数が「多い」と回答した割合が高く、「少ない」と回答した割合はいませんでした。



問2-6 資源ごみステーションの広さは十分に確保できていると思いますか。

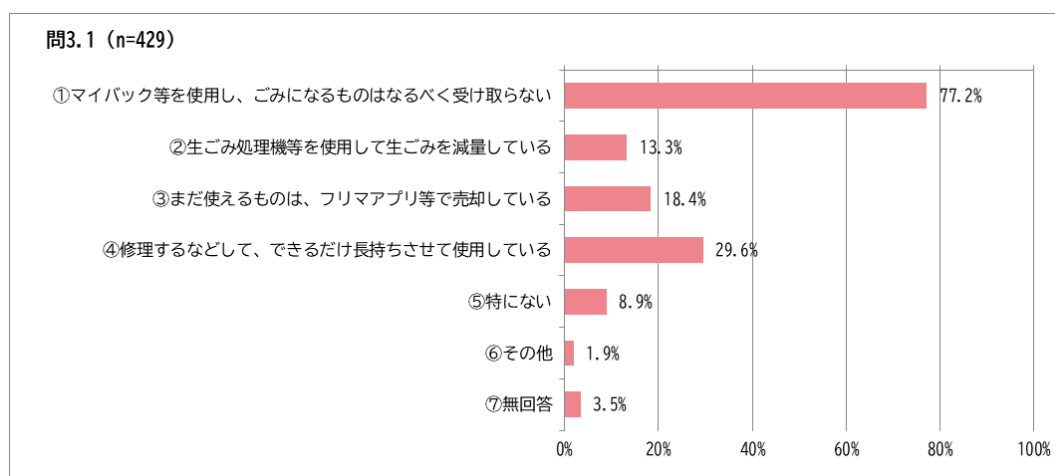


問2-7 ご家庭でよく使う指定ごみ袋について、お答えください。(複数回答可)



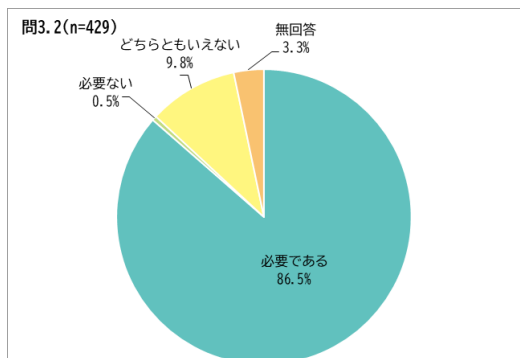
(3) ごみの減量・再資源化に関する取組等について

問3-1 ごみ減量・再資源化について具体的に取り組んでいることはありますか。(複数回答可)

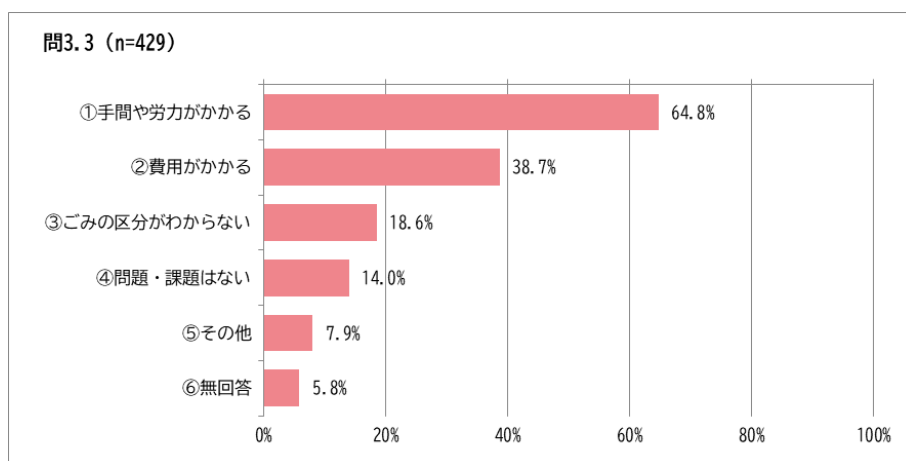


※その他では「必要のないものは買わない」、「友人同士で譲渡する」が最も多く2件ずつとなりました。

問3-2 ごみの減量・再資源化の取組の必要性についてどう思いますか。



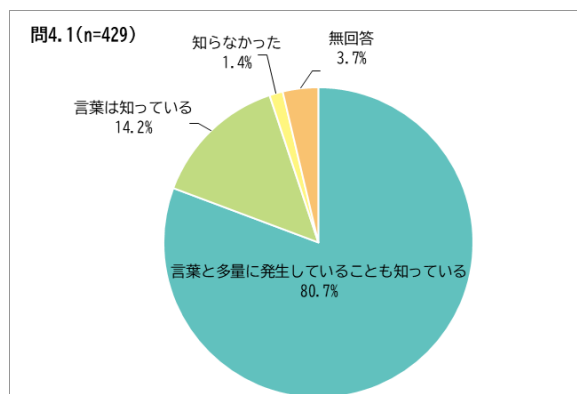
問3-3 ごみの減量・再資源化へ取り組むうえで、問題や課題はあると思いますか。
(複数回答可)



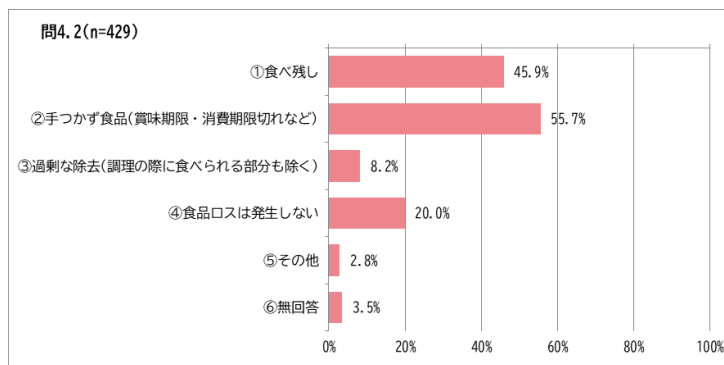
※その他では「分別ルールの周知不足」が最も多く10件となりました。

(4) 食品ロスの削減に関する取組等について

問4-1 本来は食べられたのに廃棄される食品のことを「食品ロス」と言い、日本では年間523万トン(令和3年度)発生していることをご存知でしたか。

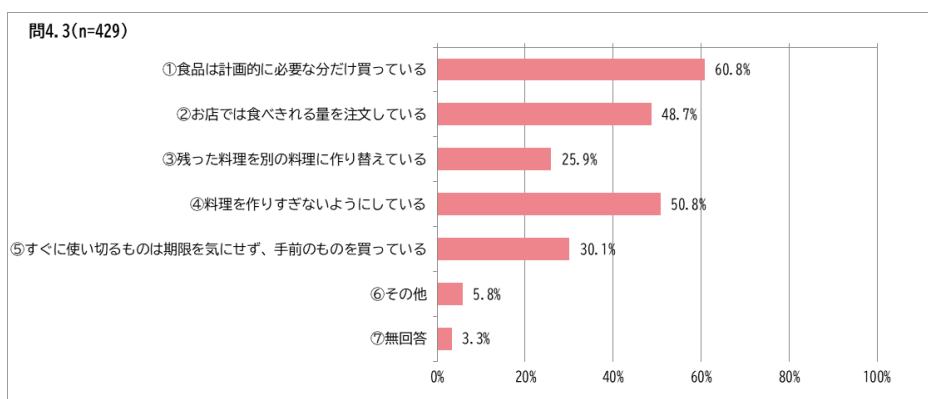


問4-2 ご家庭でどのような食品ロスが発生しますか。(複数回答可)



※その他では「使用しきれないものを購入」が最も多く5件となりました。

問4-3 食品ロス削減のためにご家庭で実践している取組はありますか。(複数回答可)

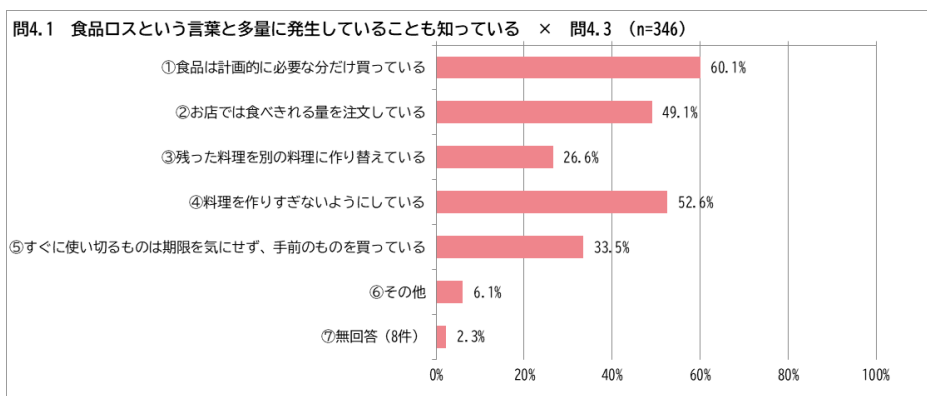


※その他では「冷凍保存している」が最も多く8件となりました。

参考

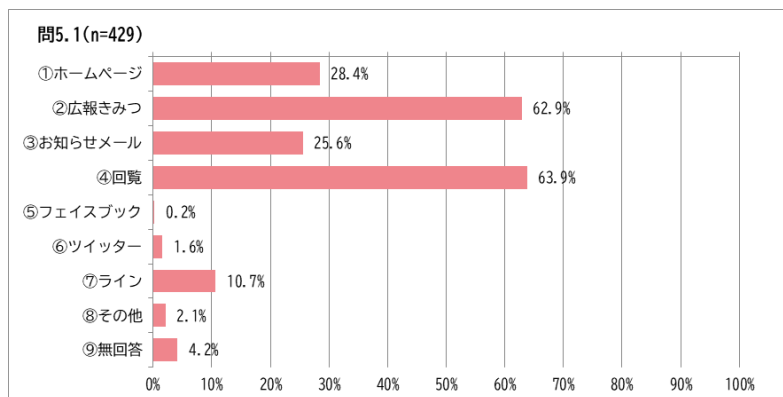
食品ロス問題の認知×食品ロス削減の取組状況

「問4-1」において、食品ロスという言葉の意味と多量に発生していることも知っているという回答があった346件のうち、「問4-3」の回答で無回答は8件ありました。回答者のうち、78.8% (338件) が食品ロスの状況を理解したうえで、取組を実施されています。



(5) その他について

問5-1 ごみに限らず市からののお知らせは主にどのような媒体で確認しますか。
(複数回答可)



※その他では「公民館等のチラシ」がありました。

問5-2 その他意見等

意見数は、116件で、主な意見は次のとおりです。

- ・減量化・資源化のために必要な取組について 30件
- ・ごみの収集方法について 23件
- ・分別や減量化・再資源化に係る情報周知の必要性について 19件
- ・排出状況（分別ルールの違反）について 16件
- ・指定ごみ袋について 7件
- ・減量化・再資源化に必要性を感じ協力したい 4件
- ・事業者の理解・協力の必要性について 2件

Ⅲ 事業所アンケート

1. 調査概要

令和5（2023）年7月に市内の事業者 33 事業者を対象にごみ処理に係るアンケート調査を実施しました。

2. 調査対象

多量排出事業者（1日当たり 100kg 以上のごみの発生が見込まれる事業者）の 33 事業者を対象としました。

3. 調査結果

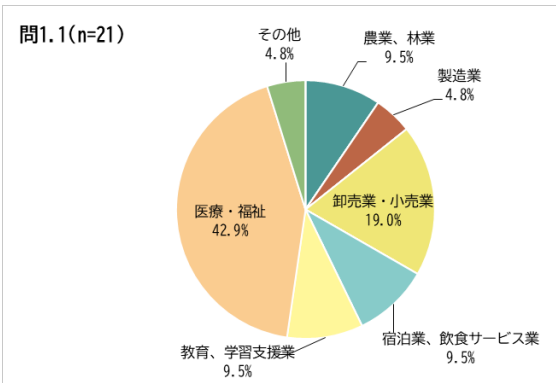
1) 回答数

21 件 ※回答率：63.6%

2) 結果

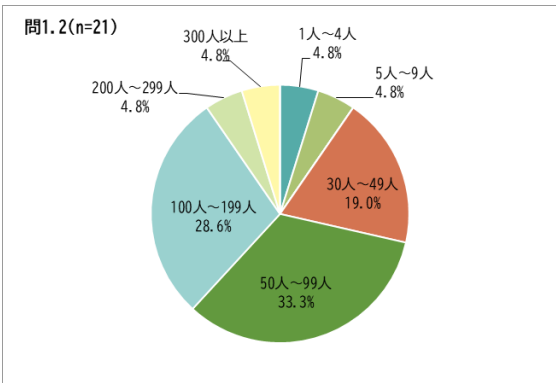
(1) 事業所の情報について

問1-1 業種について、お答えください。



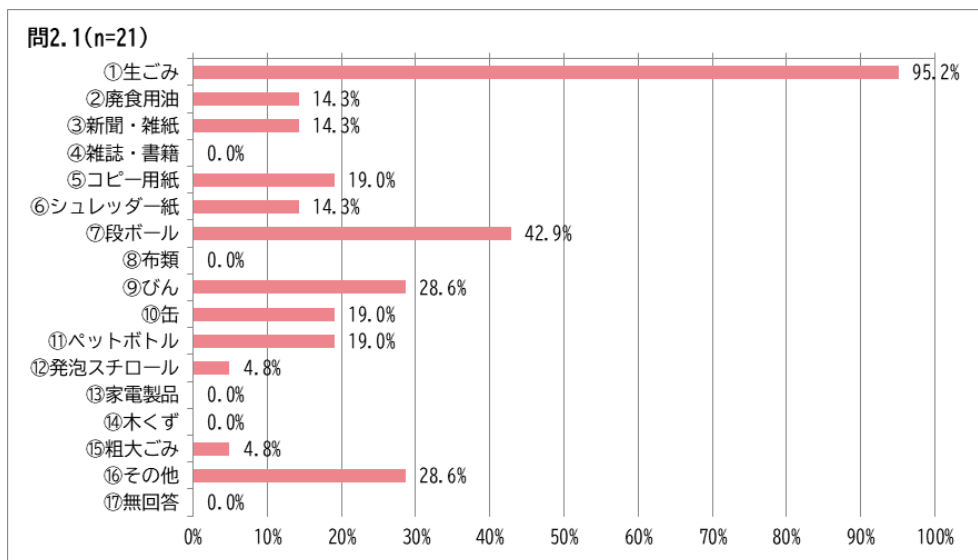
※その他では「直売所」がありました。

問1-2 従業員数（役員、パート、アルバイト、契約社員等を含む。）についてお答えください。



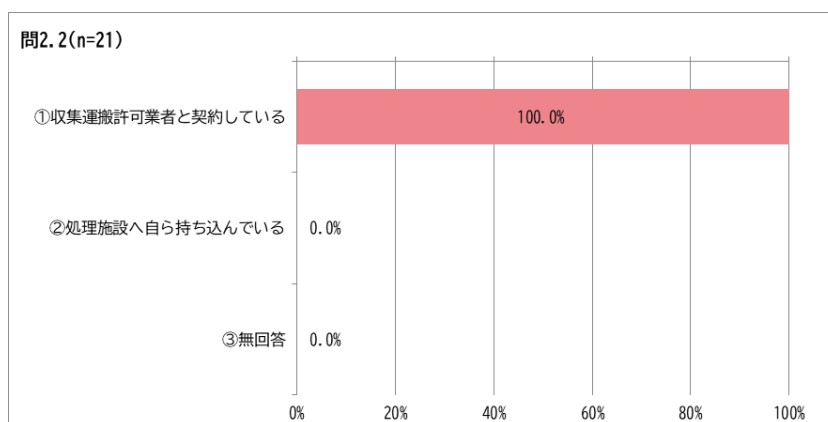
(2) ごみの処理について

問2-1 排出されるごみのうち、割合が高いものについてお答えください。
(複数回答可)

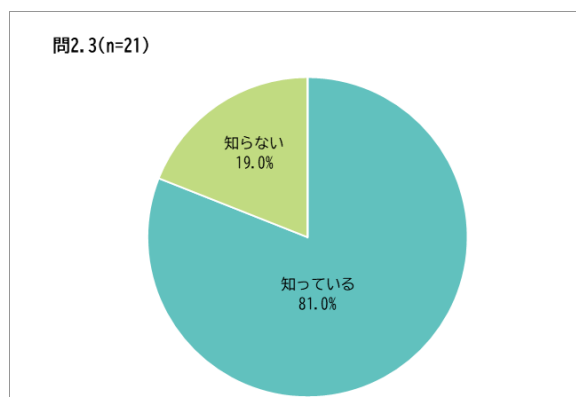


※その他では「紙おむつ」が最も多く4件となりました。

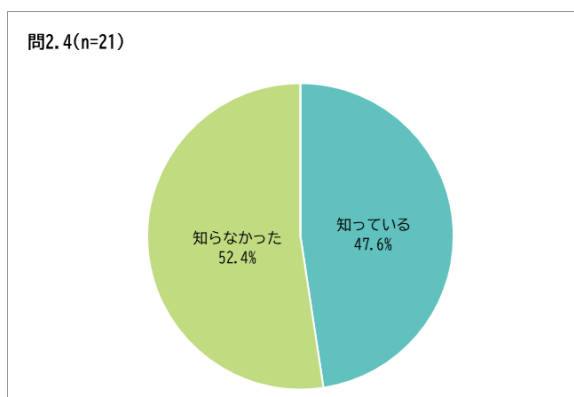
問2-2 事業所のごみをどのように処理していますか。(複数回答可)



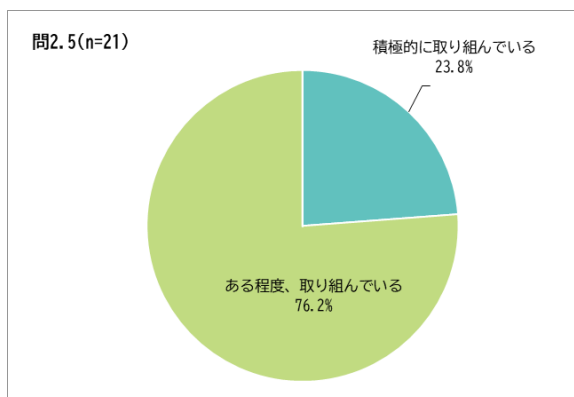
問2-3 産業廃棄物と一般廃棄物の区分をご存知ですか。



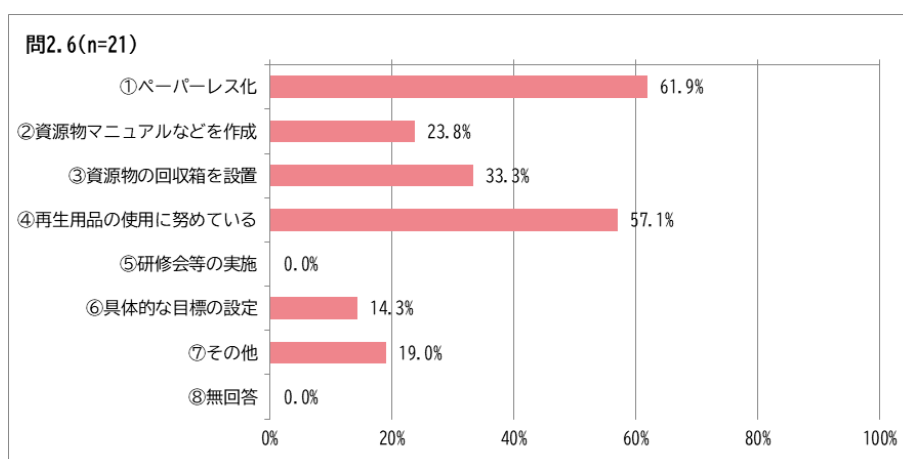
問2-4 発泡スチロール等のごみであっても、事業活動に伴って排出される場合は産業廃棄物に該当することをご存知でしたか。



問2-5 ごみの減量・再資源化に関する取組状況について、お答えください。

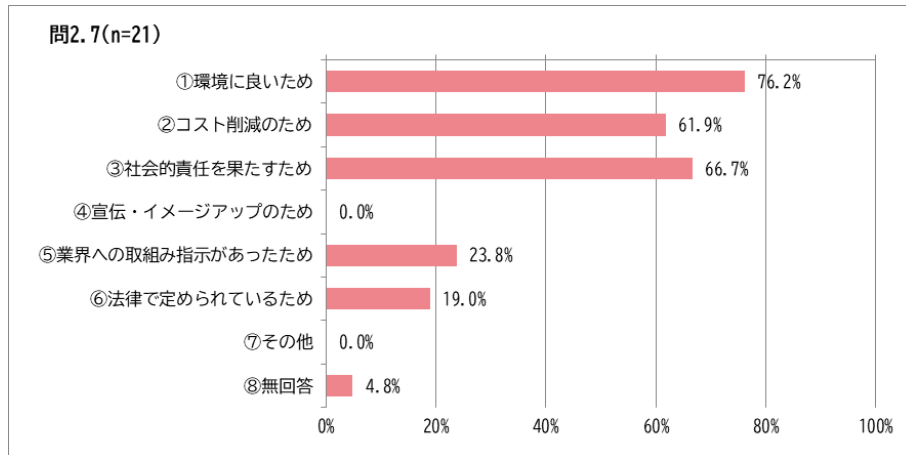


問2-6 ごみの減量・再資源化に関してどのような取組を行われていますか。
(複数回答可)

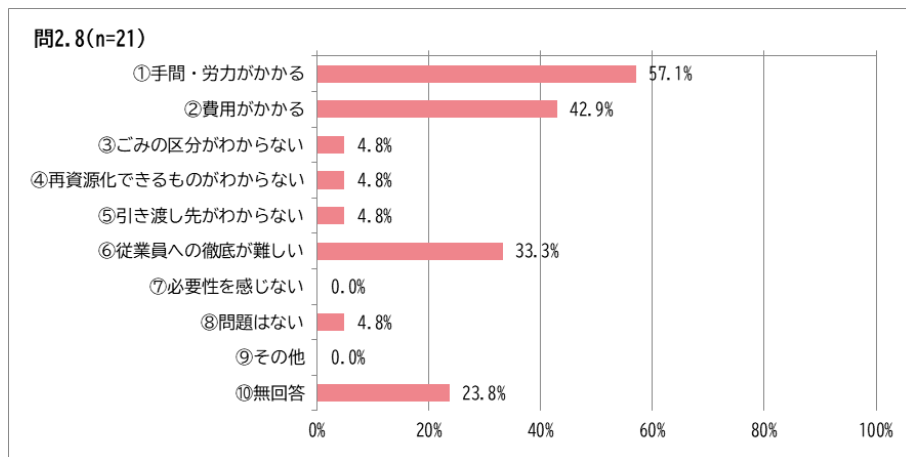


※その他では「水切り」3件、「計量販売の実施」が1件でした。

問2-7 ごみの減量・再資源化に取り組まれている理由についてお答えください。
(複数回答可)

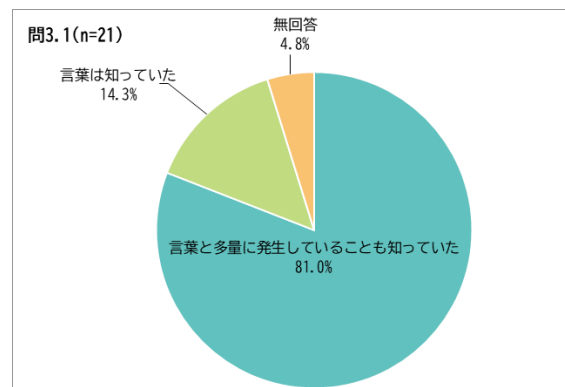


問2-8 ごみの減量・再資源化へ取り組むうえで問題点はありますか。(複数回答可)

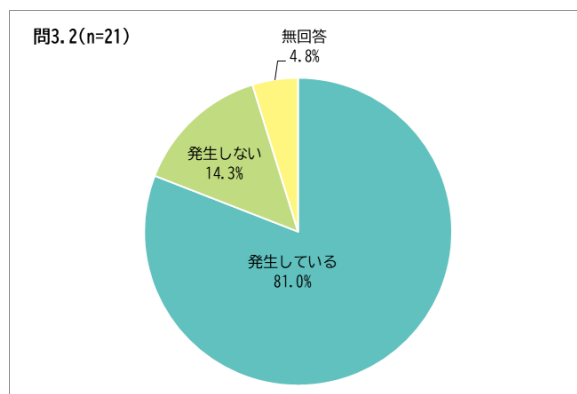


(3) 食品ロスについて

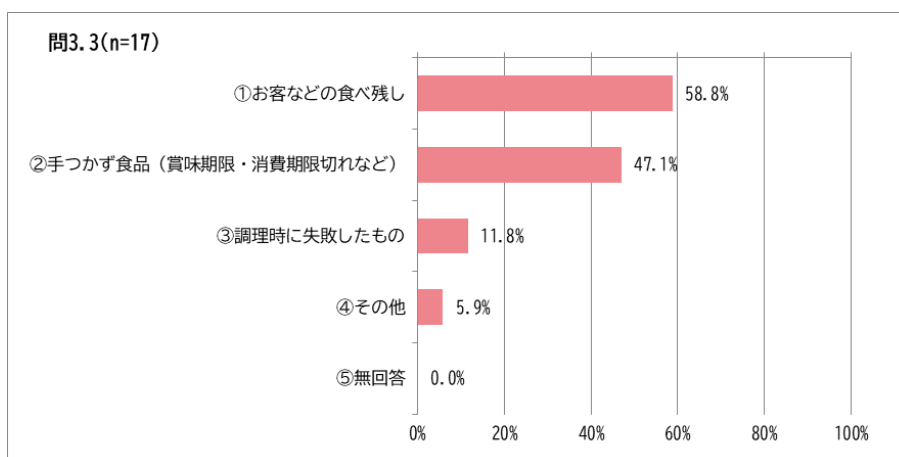
問3-1 本来は食べられたのに廃棄される食品のことを「食品ロス」と言い、日本では年間 523 万トン（令和3年度）の食品ロスが発生しています。このうち、事業系の食品ロスは 279 万トンとされていることをご存知でしたか。



問3-2 事業系で食品ロスは発生していますか。

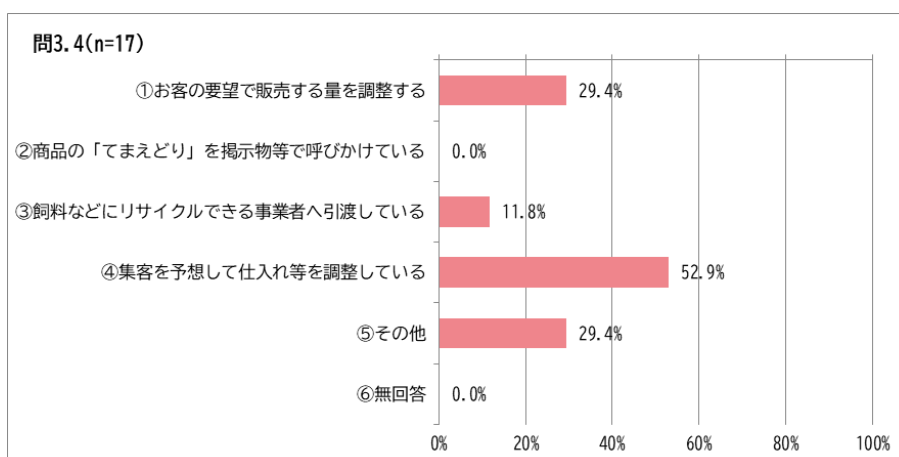


問3-3 事業所ではどのような食品ロスが発生していますか。(複数回答可)



※その他では「高齢者施設での利用者の食べ残し」が1件ありました。

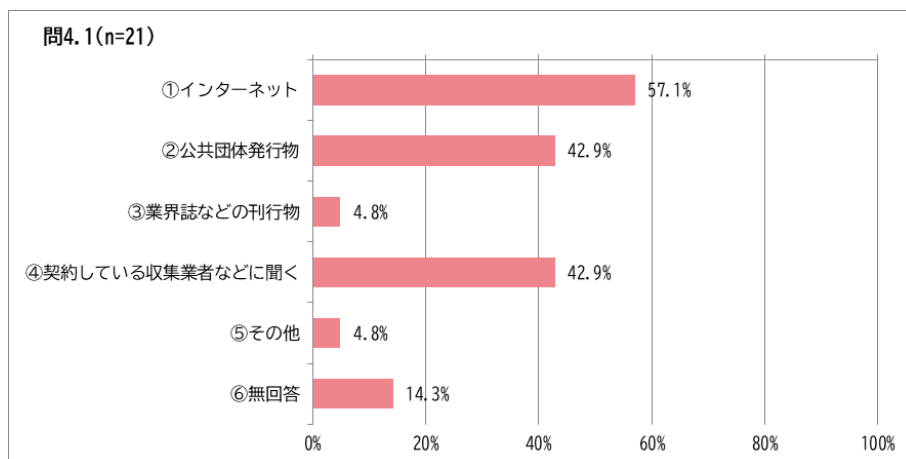
問3-4 食品ロス削減のために実践している取組はありますか。(複数回答可)



※その他では「値引きやワケあり商品」としての販売が最も多く2件となりました。

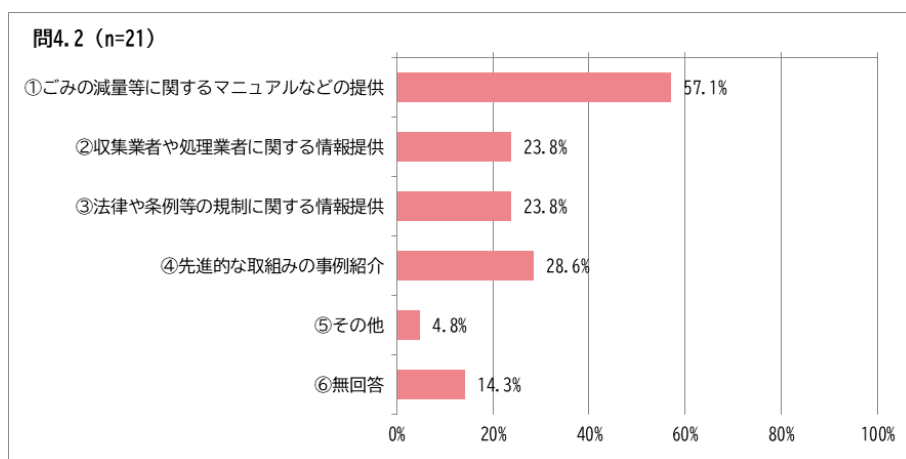
(4) その他について

問4-1 ごみの分別等に関する情報はどのような媒体で確認していますか。
(複数回答可)



※その他では「収集業者に確認」が1件ありました。

問4-2 市にして欲しい支援や情報提供はありますか。(複数回答可)



※その他では「特になし」が1件ありました。

問4-3 その他意見等

意見数は2件で、次のとおりです。

- ・生ごみの水切りの必要性について 1件
- ・使用済みのオムツや食品ロスの削減の難しい状況について 1件

IV 中間評価

1. 前基本計画における数値目標

前基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及びリサイクル率について次の目標を定めています。

表 前基本計画における数値目標

項目	単位	R 4 (実績)	R 5 (中間)	R 10 (最終)
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	909	877	850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	g/人・日	480	453	440
リサイクル率	%	23.3	29.2	33.0

※家庭系ごみは生活系ごみから資源ごみを除いたもの。

2. 1人1日当たりのごみ排出量

前基本計画における1人1日当たりのごみ排出量の数値目標については、令和10(2028)年度において850g/人・日を目標としていました。

令和元年(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、令和元年房総半島台風等の被害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響により排出量が増加しました。直近の令和4(2022)年度については、目標の推計よりも25g多い状況です。

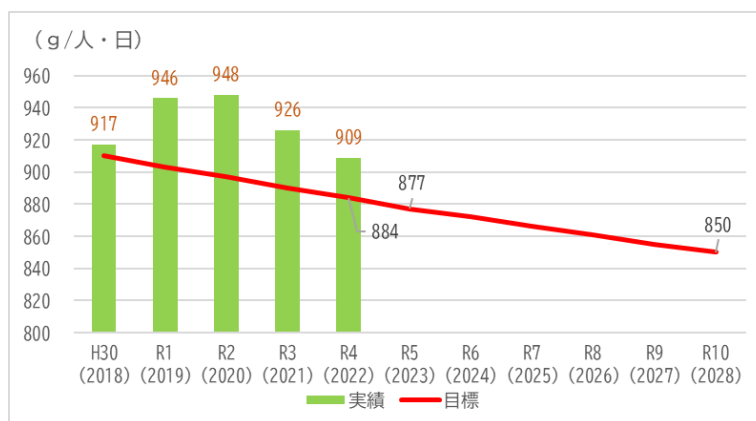


図 1人1日当たりのごみ排出量の目標達成状況

3. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

前基本計画における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の数値目標については、令和10(2028)年度において440g/人・日为目标としていました。

家庭系ごみとは生活系ごみから資源ごみを除いたものであり、家庭系ごみ排出量はごみ排出量と同様に令和元年(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて増加しました。

直近の令和4(2022)年度については、目標の推計よりも25g多い状況です。

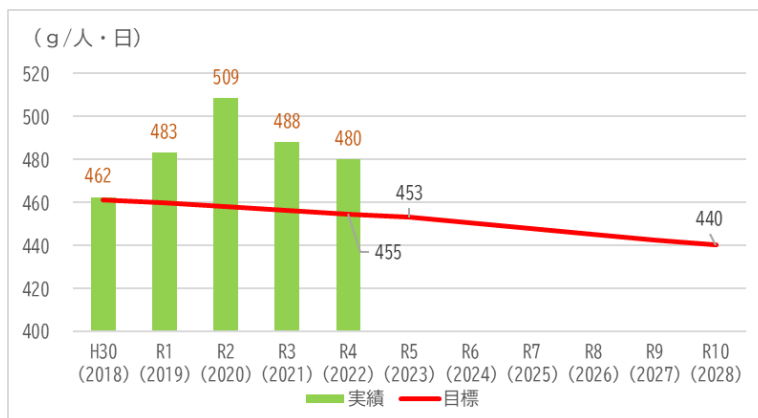


図 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成状況

4. リサイクル率

前基本計画におけるリサイクル率の数値目標については、令和10(2028)年度において33.0%为目标としていました。

新聞、雑誌の排出量が減少していることやびん等の容器がペットボトル等の軽量の容器に代替されていることに加え、PTA等の団体が行う資源物の集団回収についても、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響を受けて回収量が減少しています。

直近の令和4(2022)年度については、目標の推計よりも5.2ポイント低い状況です。

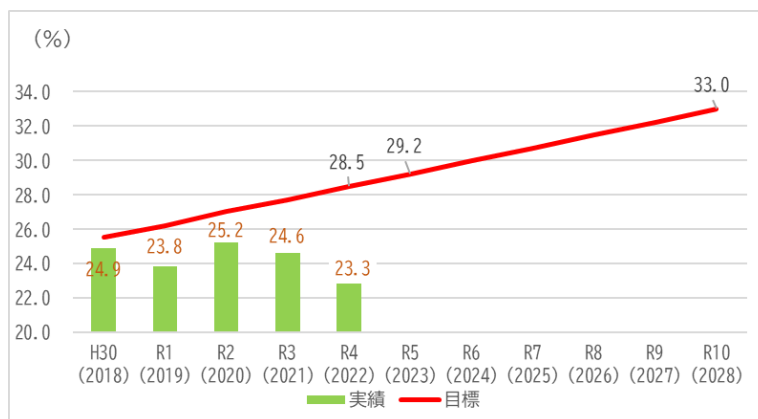


図 リサイクル率の目標達成状況

5. 施策の実施状況

様々な取組を実施していますが、更なるごみの減量化・再資源化に関する施策に取り組んで行くことが必要です。

表 現状の取組

目的	施策	取組
減量化・再資源化	家庭ごみの対策	<ul style="list-style-type: none"> ●指定ごみ袋を有料化することで、ごみの減量化に対する意識・排出量に応じた費用負担の公平化を図っています ●家庭から発生する生ごみの減量を目的として生ごみ処理機等の購入費に関して一部を助成しています ●重量の約8割が水分とされる生ごみの水切りの徹底等のごみの減量に関する情報発信しています
	資源ごみの対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別収集・再資源化に加え、自治会等の団体に対して資源物の回収量に応じた助成金を交付しています ●市民から寄せられる不用品の情報を公開し、再使用を促進しています ●中間処理施設で選別等を行い、再資源化を図っています
	事業系ごみの対策	<ul style="list-style-type: none"> ●多量排出事業者等から減量計画書の提出を受け、ごみの減量化・再資源化に関する指導をしています ●事業者に対し、排出者責任を踏まえたごみの減量化・再資源化に必要な情報発信をしています
廃棄物適正処理	排出ルールの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンカレンダーやガイドブックを作成し、転入時等に配布することで適正な処分方法を周知しています ●違反ごみには警告シールを貼付し、適正排出を促しています ●資源ごみステーションにおける飛散防止ネットの貸与や、公共用ごみ袋の配布により周辺環境の清潔保持等を図っています ●監視員によるパトロールや監視カメラにより、不法投棄させない環境づくりに努めています
	廃棄物の処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出量の変化等を踏まえ、収集運搬に関する許可の要否を判断しています ●ごみ排出量の変化等を踏まえ、収集頻度の見直しを行います ●ごみ処理を安定的、効率的に実施できるよう処分先を確保しています ●ごみを減量化・再資源化することで、最終処分量の削減に努めています
その他	環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校に対するポスターの募集や出前講座等により市民のごみの減量化・再資源化に対する理解の醸成に努めています。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理や地域の清潔保持等に関する推進員を委嘱しています ●ごみに関する事項について審議する審議会を設置しています ●散乱ごみ一掃クリーン作戦を実施し、環境美化を推進しています ●災害廃棄物への対応力向上のために君津市災害廃棄物処理計画を策定しています

V ごみに関する課題

1. 減量化・再資源化の課題

1) 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみの割合としては可燃ごみが多く、そのうち、生ごみが約30%を占めることから、生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機等の購入費助成に加え、更なる生ごみの削減に努める必要があります。

また、可燃ごみの中には、草木やペットボトル等の分別をすれば再資源化することができるものが約33%あることから、再資源化に対する理解の醸成に努める必要があります。

市民アンケートの結果では、減量化・再資源化の必要性に関して前回よりも約3ポイント高い、約87%の方が「必要である」と回答し、県内でも分別数が多い19品目の分別については、「適量」であると回答された方の割合が前回よりも約10ポイント向上し、約77%となりました。

しかしながら、減量化・再資源化の問題や課題については、「問題ない」と回答した方の割合が約19ポイント減少した約14%となったことから、排出者である市民の負担も考慮した取組が必要です。

なお、ごみ処理手数料については、ごみ処理経費が増加していることから費用負担について見直しを行う必要がありますが、排出者である市民の理解が必要であるため、近隣市町村の状況等を踏まえて検討する必要があります。

2) 資源ごみ

デジタルコンテンツの拡充やペットボトル等の軽量化された容器の普及等により、資源ごみ回収量が減少しています。

リサイクル率については、市民の理解・協力をいただくことで県内でも高い水準で推移していますが、リサイクル率の向上には更なる分別品目の拡充等も考えられます。

しかしながら、排出者である市民の理解が重要であるため、市民負担も考慮した施策の展開が必要となります。

3) 事業系ごみ

1人1日当たりの事業系ごみ量は、国・県の平均排出量を大きく超えている状況が続いており、令和3（2021）年度は県内で5番目に排出量が多い状況です。

事業者アンケートの結果では、発泡スチロール等の家庭から排出されるものと同様の性質であっても、事業所から排出された場合には産業廃棄物となるものについて「知らなかった」との回答が半数を超えている状況でした。事業系一般廃棄物の処分は事業者の責任で行われるものの、統轄的な責任は市町村が有するものとされることから、事業者に対して適正な分別や減量化・再資源化に関する情報の提供を行う必要があります。

2. 廃棄物適正処理の課題

1) 排出ルールの適正化

市民アンケートの結果では、分別等のルールの徹底が「できている」または「おおむねできている」との回答が約93%となっていますが、違反ごみの排出が続いているごみステーションも見受けられます。

違反ごみに対しては警告シールを貼付し、ごみステーションに残置していますが、悪臭等の問題から残置することが困難となるケースもあるため、周知方法等について検討していく必要があります。

また、市民アンケートの結果では、約87%の市民がごみを出す際に「きみつクリーンガイドブック」や「きみつクリーンカレンダー」で確認しており、アンケートの中では分別の方法がわかりづらい等の意見もあったことも踏まえ、日本語のみならず外国語に対応した刊行物を作成し、外国からの転入者等にも適正な排出方法が理解できるよう努める必要があります。

2) 廃棄物の処理体制

ごみの収集については、ごみの排出量等に応じて収集頻度や排出方法の見直しをすることが必要となります。

また、処理施設では、君津市清掃工場の稼働から20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、設備の更新や改修を適切に行う必要があります。また、君津地域広域廃棄物処理施設についても令和8（2026）年度末をもって事業期間が終了することから、第2期君津地域広域廃棄物処理施設の令和9（2027）年の操業開始に向けて、構成市町との連携を図り、着実に事業を進める必要があります。

なお、最終処分場についても残余量が減少傾向にあることから、更なる最終処分量の削減や安定的な処分先の確保が必要となります。

3. その他の課題

1) 環境学習

更なるごみの減量化・再資源化の実現には、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であり、排出されるごみの中には、分別をすれば再資源化することが可能なものや、食べ残し等の食品ロスが含まれていることから、ごみの減量化・再資源化の必要性を十分に理解いただけるよう普及・啓発に努める必要があります。

VI ごみの将来予測

1. 人口の予測

本計画における将来人口は、君津市総合計画の将来ビジョンにおける人口フレームとして設定されている令和 12（2030）年度の人口である 77,000 人を採用し、令和 12（2030）年度以外の人口については直線補完しました。

表 人口の予測

(単位：人)

	年度		将来人口
	実績	H30	2018
R1		2019	84,096
R2		2020	83,177
R3		2021	82,364
R4		2022	81,447
将来人口	R5	2023	80,891
	R6	2024	80,335
	R7	2025	79,779
	R8	2026	79,223
	R9	2027	78,668
	R10	2028	78,112
	R11	2029	77,556
	R12	2030	77,000
	R13	2031	76,444
	R14	2032	75,888
	R15	2033	75,332

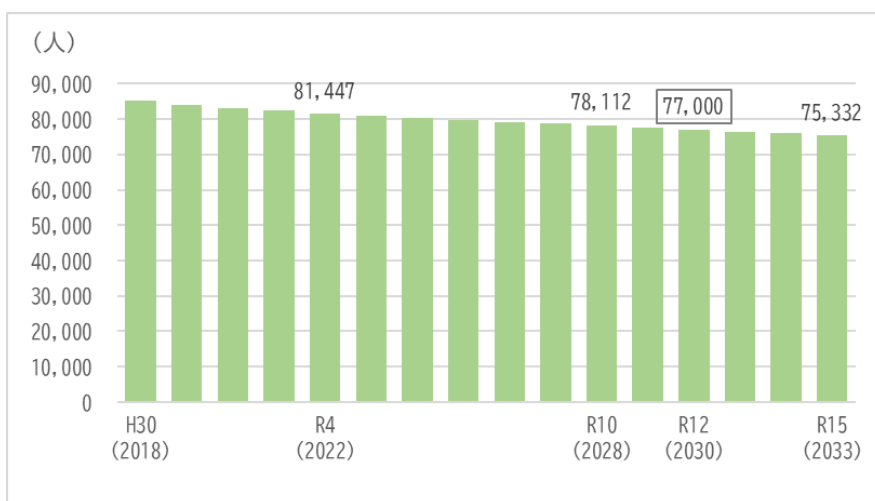


図 人口の予測

2. ごみ排出量及び処理量の予測

1) 推計方法

過去5年間の実績を基に、5つの推計式によって予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさない等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。

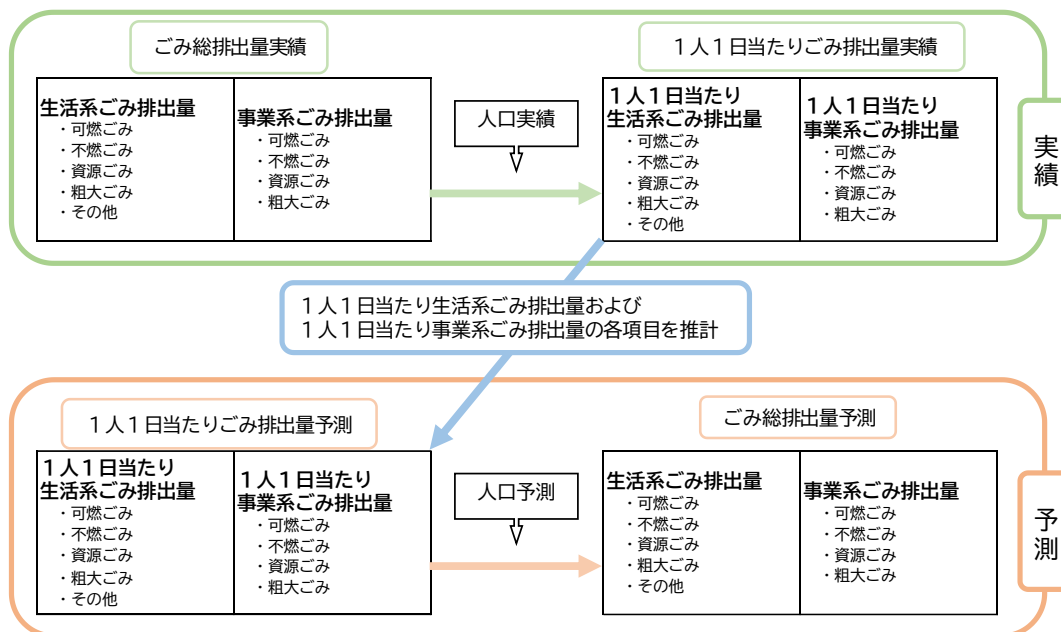


図 ごみの将来予測の考え方

表 予測で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y：推計値 a、b：係数 ln、e：自然対数、逆対数 x：年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

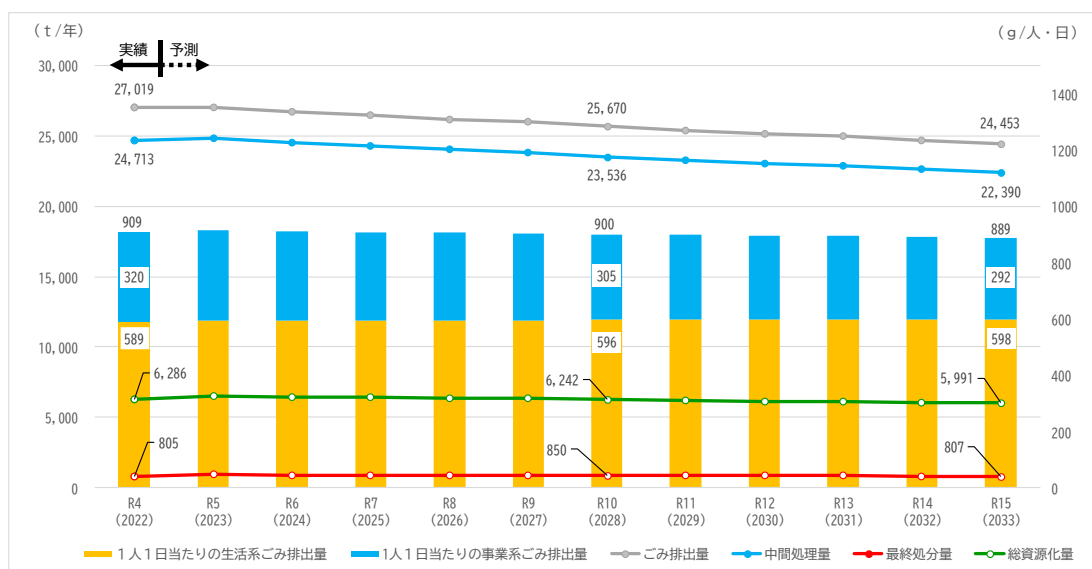
2) 推計結果

人口の減少とともに、ごみ排出量及び処理量については減少する見込みです。

また、1人1日当たりのごみ排出量及び1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、減少する見込みであるものの、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、令和15(2033)年度までに約9g増加する見込みです。

表 推計の結果

	単位	実績	予測	
		R4 (2022)	R10 (2028)	R15 (2033)
人口	人	81,447	78,112	75,332
総排出量	t/年	27,019	25,670	24,453
生活系ごみ (家庭系ごみ)	t/年	17,507 (14,275)	16,986 (13,804)	16,437 (13,358)
事業系ごみ	t/年	9,512	8,684	8,016
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	908.87	900.36	889.33
生活系ごみ (家庭系ごみ)	g/人・日	588.90 (480.18)	595.76 (484.14)	597.79 (485.80)
事業系ごみ	g/人・日	319.97	304.60	291.54
中間処理量	t/年	24,713	23,536	22,390
リサイクルプラザ処理量	t/年	1,530	1,588	1,534
溶融処理量	t/年	23,183	21,948	20,856
総資源化量 (リサイクル率)	t/年 %	6,286 (23.3)	6,242 (24.3)	5,991 (24.5)
直接資源化量	t/年	2,993	2,958	2,862
処理後資源化量	t/年	3,242	3,235	3,082
集団回収量	t/年	51	49	47
最終処分量 (最終処分率)	t/年 %	805 (3.0)	850 (3.3)	807 (3.3)



※整数へ調整しているため、合計が合わない場合があります。

図 推計結果の推移

Ⅶ 基本方針・数値目標

1. ごみ処理の基本方針

1) 基本目標

本市は、将来の都市像とその実現に向けた基本的な方策を、君津市総合計画に定めています。

君津市総合計画における生活環境を保全するうえでの目標としている「経済と環境が調和したまち」の実現のため、脱炭素社会の推進、生活環境と自然環境の保全、ごみの減量化・再資源化の推進を目指します。

本計画は、君津市総合計画に準拠し、将来ビジョンの実現に向けた具体的な施策を展開するための指針とします。

2) 基本方針

基本目標を達成するための、取組の柱となる基本方針は次のとおりです。

基本方針1 4Rの更なる推進

本市では、ごみの減量化・再資源化を推進するために、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rに「発生回避・拒否（リフューズ）」を加え4Rとして推進していますが、分別品目の見直し等により更に推進します。

基本方針2 適正処理の推進と不適正処理対策の強化

安全安心に暮らせるまちにするためには、ごみの排出・収集運搬・処理・処分のすべてにおいて適切な対応が必要です。廃棄物の種類や排出方法に応じ、安全で効率的かつ適正な処理を推進します。

基本方針3 市民・事業者・行政の協働の推進

循環型社会を構築するため、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や排出者責任を踏まえた取組を実施し、行政は市民・事業者を支援するための取組を実施することで、オール君津でごみの減量化・再資源化を推進します。

参 考

4 Rとは

4 Rとは、ごみを減らしていくための基本となる考え方で、Refuse（発生回避・拒否）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったもので、優先順位の高い順に並んでいます。

Refuse（発生回避・拒否） 不要なものをもらわない

- マイバッグを持参して、レジ袋を断る。
- 過剰包装を断る。
- ごみとなるものを買わない、もらわない。
- コンビニなどでもらう、箸やおしぼりなど不要な場合は断る。
- 街頭で配布しているティッシュ、チラシ、クーポンなど不必要にもらわない。

Reduce（発生抑制） できるだけごみを出さない

- 食材は計画的に購入し使い切り、料理は食べきれぬ量だけ作る。
- 詰め替えできる商品を選ぶ。
- 野菜や果物はバラ売りを買う。

Reuse（再使用） くり返し使う

- チラシやカレンダーなどの裏面をメモ用紙に使う。
- 不要になった家具や衣類、本などは、リサイクルプラザや、リサイクルショップへ持ち込み、必要な方に使ってもらおう。
- 壊れても直せるものは修理して使う。

Recycle（再生利用） 資源に再生する

- 資源物の店頭回収や地域のリサイクル活動などを利用する。
- 正しく分別して、資源としてリサイクルする。
- 再生品を使った環境にやさしい製品を選ぶ。

3) 基本目標達成のための役割

(1) 市民の役割

市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、自らのライフスタイルの見直しを行い、4Rを推進するにあたって、中心的な役割を担っていくこととなります。

また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。このことから、市民は、消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らが廃棄物の排出者であることともに、消費者が排出するごみについても発生抑制が求められることを自覚しなければなりません。

生産に際しては、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や再資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器等の回収ルートや再資源化システムの整備を進めることが必要です。

このことから、事業者は、生産・流通・消費・廃棄の段階で積極的な行動が求められます。

(3) 行政の役割

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。

4Rの推進に当たり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会の構築を目指します。

2. 国・県の目標及び関連する計画等の数値目標

ごみの減量化・再資源化に関する国・県の目標及び関連する計画等に掲げられている数値目標は、次のとおりです。

表 関連する計画等の数値目標

	目標年度	ごみ排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	リサイクル率 (%)
国	R 7 (2025)	850	440	28
県	R 7 (2025)	825	440	30
君津市総合計画	R 8 (2026)	861	—	—
前基本計画	R10 (2028)	850	440	33

3. 本計画の数値目標

1) 1人1日当たりのごみ排出量

ごみ排出量は前基本計画策定時の平成 30 (2018) 年度と比べ減少しているものの、令和 3 (2021) 年度時点で国・県の平均値よりも排出量が多い状況です。

令和 10 (2028) 年度に前基本計画の数値目標である 850 g/人・日を達成することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等による一時的な要因により増加したものと考えられるため、更なるごみの発生回避・発生抑制・再使用に関する施策を展開していくことで、令和 15 (2033) 年度に 850 g/人・日を達成することを目標とします。

表 ごみ排出量の目標

	令和 10 (2028) 年度 (中間目標)	令和 15 (2033) 年度 (最終目標)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	887	850

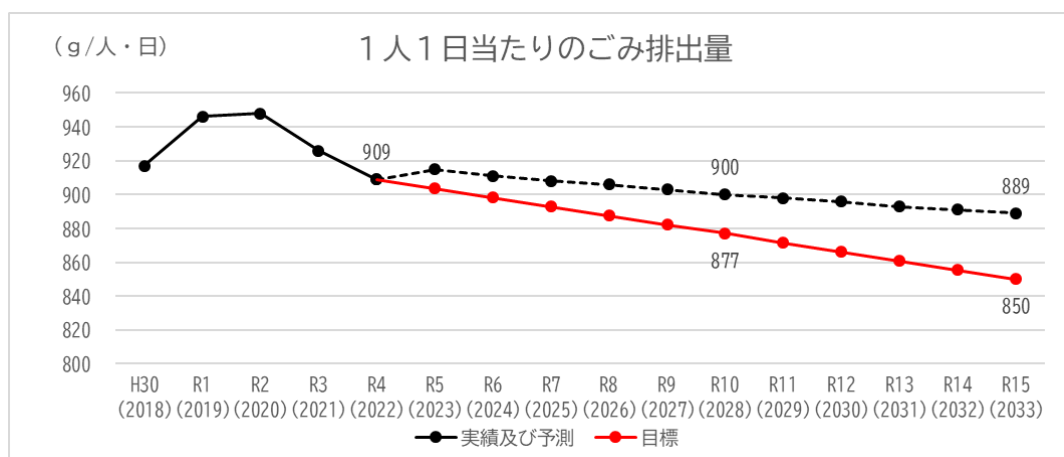


図 ごみ排出量の目標

2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみから資源ごみを除いたもの）

家庭から排出されるごみの量については、資源ごみ14品目の分別収集について市民の理解・協力をいただくことによって、令和3（2021）年度時点は国・県の平均値よりも排出量が少ないものの、平成30（2018）年度と比べて増加しています。

令和10（2028）年度に前基本計画の数値目標である440g／人・日を達成することは困難な状況にあります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等による一時的な要因により増加したものと考えられるため、ごみの発生回避・発生抑制・再使用はもとより、再資源化できるものの分別収集等に関する施策を展開していくことで、令和10（2028）年度に計画していた440g／人・日を令和15（2033）年度に達成することを目標とします。

表 家庭系ごみ排出量の目標

	令和10（2028）年度 （中間目標）	令和15（2033）年度 （最終目標）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （g／人・日）	453	440

※家庭系ごみは生活系ごみから資源ごみを除いたもの

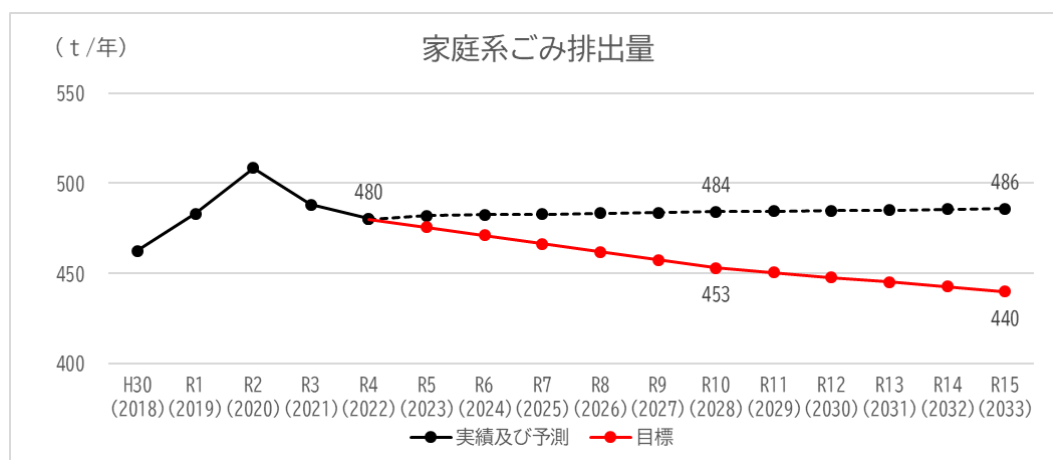


図 家庭系ごみ排出量の目標

3) リサイクル率

リサイクル率については、平成 30 (2018) 年度と比べ減少しているものの、令和 3 (2021) 年度時点では家庭系ごみと同様に市民の理解・協力によって、国・県の平均値よりも高くなっています。

また、デジタルコンテンツの拡充やペットボトル等の軽量化された容器の普及等による継続的な要因による変化もあることから、令和 10 (2028) 年度に前基本計画の数値目標である 33%を達成することは困難な状況にあります。再資源化に関する施策を展開していくことで、国の数値目標よりも高い、県の数値目標である 30%を達成することを目標とします。

表 リサイクル率の目標

	令和 10 (2028) 年度 (中間目標)	令和 15 (2033) 年度 (最終目標)
リサイクル率 (%)	27.0	30.0

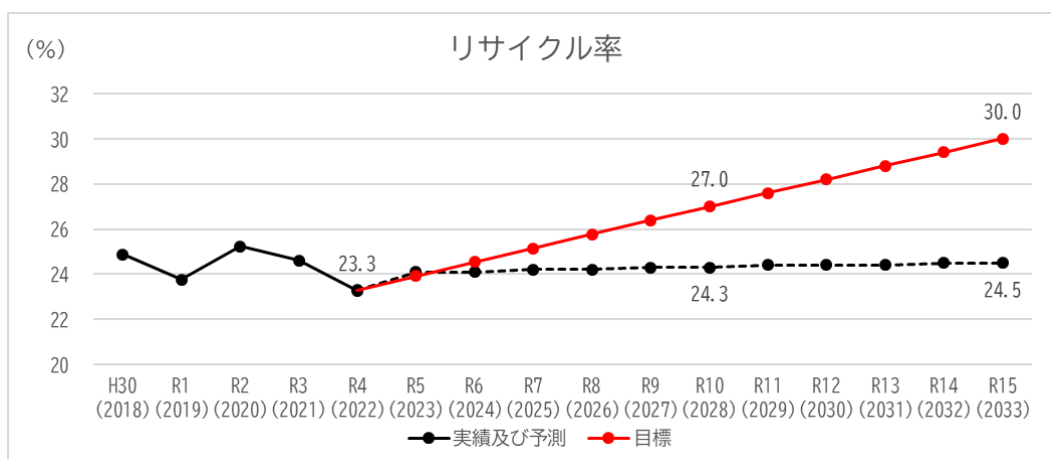


図 リサイクル率の目標

4. 数値目標達成時の推計

令和 15（2033）年度における数値目標達成時の推計と過去5年間の実績に基づく予測を比較した際には、ごみ総排出量については予測よりも約 1,100 t 削減することが必要です。

また、家庭から排出されるごみについては減量化を図りつつ、資源ごみ回収量を約 1,200 t 増加させる必要があります。

なお、事業所から発生するごみについても約 1,000 t 削減することが必要です。

表 目標達成時の推計と予測の比較

	単位	実績	目標		予測	削減量 (目標-予測)
		R4 (2022)	R10 (2028)	R15 (2033)	R15 (2033)	
人口	人	81,447	78,112	75,332	75,332	
総排出量	t/年	27,019	25,004	23,372	24,453	-1,081
生活系ごみ (家庭系ごみ)	t/年	17,507 (14,275)	16,725 (12,915)	16,355 (12,098)	16,437 (13,358)	-82 -1,260
事業系ごみ	t/年	9,512	8,279	7,017	8,016	-999
中間処理量	t/年	24,713	22,216	20,126	22,390	-2,264
リサイクルプラザ処理量	t/年	1,530	1,504	1,439	1,534	-95
溶融処理量	t/年	23,183	20,712	18,687	20,856	-2,169
総資源化量 (リサイクル率)	t/年 %	6,286 (23.3)	6,751 (27.0)	7,012 (30.0)	5,991 (24.5)	1,021 (5.5)
直接資源化量	t/年	2,993	3,443	3,847	2,862	985
処理後資源化量	t/年	3,242	3,146	2,984	3,082	-98
集団回収量	t/年	51	162	181	47	134
最終処分量	t/年	805	798	720	807	-87

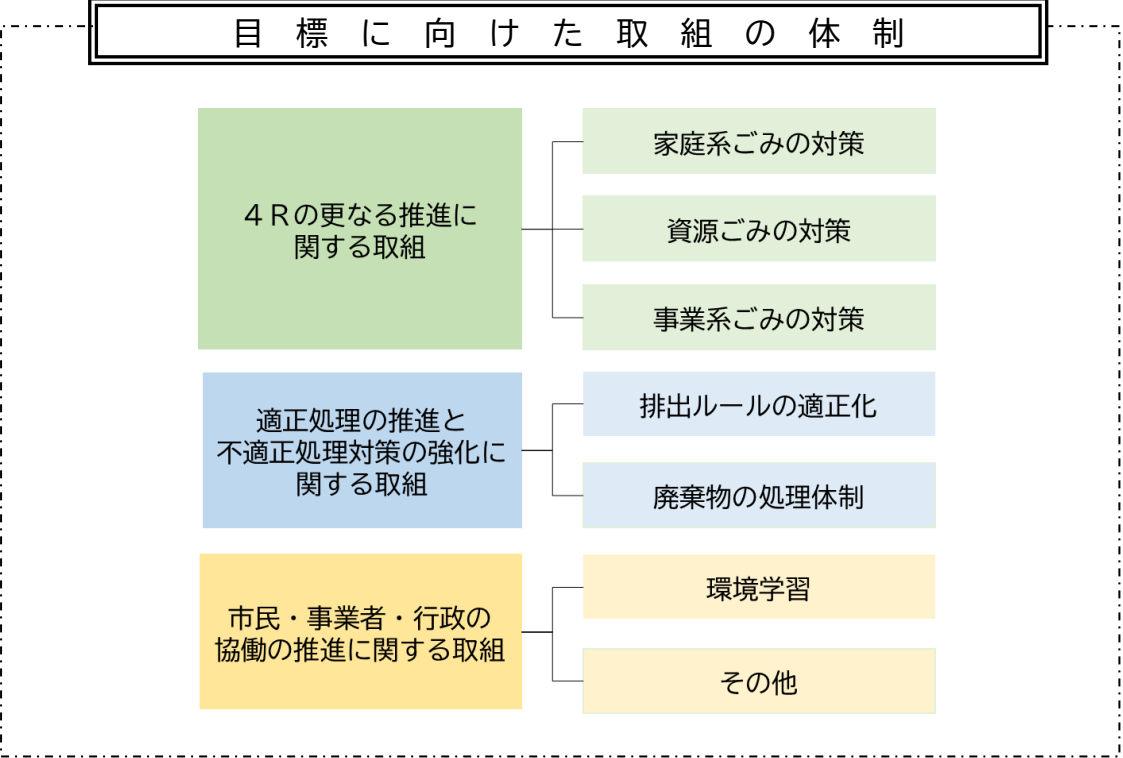
参 考

温室効果ガスの削減

本市では、令和 5（2023）年 8 月に策定した第 5 次君津市地球温暖化対策実行計画に基づき、カーボンニュートラルの実現に向け、市域全域の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

一般廃棄物の焼却によって発生した温室効果ガス排出量は、平成 30（2018）年度で 14.9 千 t-CO₂と推計されていますが、本計画における数値目標を達成し、溶融処理量を約 2,200 t 削減することで、一般家庭から排出される温室効果ガス 500 世帯分にあたる 1.4 千 t-CO₂の削減に繋がり、カーボンニュートラルの実現に大きく寄与することとなります。

VIII 目標に向けた取組



1. 4Rの更なる推進に関する取組

1) 家庭系ごみの対策

(1) ごみ処理手数料

ごみ処理に係る排出者の費用負担は、排出量に応じた負担の公平化や排出者の意識改革を進めるとともに、排出抑制や再生利用促進の効果が期待されていることから、本市でも手数料として一部負担をいただいています。

ごみ処理に係る経費は、最低賃金の改定等によって増加傾向にあり、効率的な収集や処理を行うことで経費の削減に努めるものの、必要に応じて手数料の見直しを検討します。

なお、ごみ処理手数料の改定は排出者に影響もあることから、手数料水準の検証や、先進事例等を勘案したうえで検討します。

また、削減することが困難である紙おむつを使用する2歳6か月未満の乳幼児を養育する世帯、寝たきり老人・身体障がい者（児）を介護している世帯については、特例措置として一定枚数の指定ごみ袋を配布します。

(2) 生ごみの減量

家庭から排出されるごみの多くを占める可燃ごみのうち、約30%が調理くずや食べ残し等の食品ロスという結果であり、令和4（2022）年度では約4,000t発生しているものと推計されます。

本市では生ごみ処理機等の購入費用を一部助成することで、生ごみを肥料として再資源化することを引き続き推進します。

また、生ごみの重量は約8割が水分とされることから、三角コーナーで一定時間放置する等の水切りを徹底することで減量ができること、買い物や調理を計画的に行うことで、賞味期限切れ等により発生する食品ロスの削減ができることから普及・啓発に努めるなど、食品ロスを含めた生ごみの減量化・再資源化を推進します。

参 考

生ごみの水切りをするメリット

水切りを行うだけで、生ごみの重量を減らすことができます。重量が減ることにより、収集車両の燃費とごみ焼却の効率が上がり、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の削減にもつながるものとされ、他にも…

- ✓ 生ごみの不快な臭いを抑えることができる
- ✓ ごみ袋から漏れた汚水による汚れを防止する
- ✓ 収集所が、カラスや猫等の動物に荒らされる可能性が低くなる



生ごみを軽くするためのポイント

- ①濡らさない
野菜の皮や食材の使わないところは、洗う前に切り落とし、直接ごみ袋へ捨てる。
- ②乾燥させる
水のかからない場所に置いたり、新聞紙等に広げたりして、一定時間放置してから捨てる。
- ③しぼる
排水口や三角コーナーには水切りネット等を使い、ごみ袋に入れる前にひとしぼりする。

(3) 分別をすれば資源化できるもの

可燃ごみの中には分別をすれば再資源化できるものが約33%含まれていることから、市民に対してごみの再資源化に関する情報提供を行い、理解の醸成に努めます。

また、市民アンケートの減量化・再資源化に関する問題や課題については、多くの方が「手間や労力」がかかると感じていることから、必要に応じて分別方法等についても見直しを検討します。

(4) リユース情報

家庭等で不要となった物品のうち、まだ再使用することが可能なものの情報を市役所等に掲示することで、市民間の不用品の再使用を促進しています。

しかしながら、事業者による中古品の買取やフリマアプリ等により再使用に関する環境が充実されてきたことから、先進事例等も踏まえた見直しを行います。

2) 資源ごみの対策

(1) 資源ごみの分別収集

紙類（5種類）、繊維類、缶類（2種類）、びん類（4種類）、ペットボトル、容器包装プラスチックに分別された資源ごみを収集しています。

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、現在、可燃ごみの中に含まれているプラスチック製品の分別収集及び再資源化を実施することで、更なるごみの再資源化に努めます。

なお、分別方法等については市民負担も考慮したうえで検討します。

(2) 資源物に対する交付金

ごみステーションを管理する自治会に対し、資源ごみの収集量に応じ「資源ごみ回収事業推進協力団体交付金」を交付することで、地域における再資源化に対する意識を啓発しています。

また、新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、生きびん、アルミ缶やスチール缶を事前に登録したPTAや子ども会等の団体が集めて回収業者に引き渡した場合、回収量に応じて助成金を交付することで、親のみならず子どもたちの環境学習の場となり、再資源化に対する意識の啓発を行っています。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛等の影響によって、令和5（2023）年4月時点では登録団体が17団体となり、回収量が大幅に減少していることから、本制度の見直しを検討します。

(3) 拠点回収

ごみステーションでの回収は困難であるものの、指定の場所へ排出者自らが分別したうえで搬入することで、使用済み小型家電やモバイルバッテリーを回収し、認定された事業者に引き渡すことで再資源化しています。

今後、更なるごみの再資源化を目指して品目の拡充等について検討します。

表 使用済み小型家電の回収方法等

回収方法	回収場所	品 目												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
回収ボックス	市役所、保健福祉センター、小糸公民館、清和公民館、小穂公民館、上総地域交流センター	携帯音楽プレーヤー	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ	携帯電話	家庭用ゲーム機									
君津市清掃工場持込	君津市清掃工場	携帯電話・PHS、パソコン	電話機、ファクシミリ	ラジオ	カメラ	映像用機器	音響機器	補助記憶装置	電子書籍端末	電子辞書、電卓	理容機器	ゲーム機	カー用品	これらの付属品

(4) 中間処理施設での再資源化

不燃ごみ及び粗大ごみを君津市リサイクルプラザで破砕して金属類を取り出し、アルミ・スチールに選別、圧縮したうえで有価物として売却しています。

可燃ごみ及び中間処理後の残渣等は、君津地域広域廃棄物処理施設にて溶融処理を行い、溶融処理に伴って発生するスラグは路盤材等、メタルは重機のカウンターウエイト等に再資源化されています。

引き続き、中間処理施設での再資源化に努めます。

3) 事業系ごみの対策

(1) 事業系一般廃棄物の減量計画書

1日当たり100kg以上のごみの発生が見込まれる多量排出事業者及び事業用大規模建築物の所有者に対して、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出を求めています。

多量排出事業者のほとんどは、生鮮食品やその調理・加工した品物を扱う事業者であり、事業者アンケートにおいても、ほぼ全ての事業者が生ごみの排出割合が高いと答えています。

事業系の生ごみについては、お客の食べ残しや賞味期限切れ等による廃棄の割合が高いことから、事業者と共に消費者に対してすぐに使用するようなものは陳列棚の手前からとる「てまえどり」、宴会時の食べ残しを減らすことを目的とした「3010運動」等の普及・啓発に努めます。

(2) 事業系ごみの分別の徹底

事業者アンケートの結果では、一般廃棄物の区分について理解されていないものが見受けられたことや、市に求めるものとして「ごみの減量・再資源化に関するマニュアル等の提供」といった回答が半数を超えていることから、事業系ごみの適切な分別方法や再資源化方法等について周知できるよう努めます。

また、継続して事業系ごみの排出が見込まれる場合には、一般廃棄物収集運搬業許可業者により分別収集されることから、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通じた周知についても検討します。

排出者責任や生産者責任を踏まえ、事業系一般廃棄物について排出抑制と再資源化を促進するとともに、積極的に環境に配慮した製品を活用するよう要請します。

2. 適正処理の推進と不適正処理対策の強化に関する取組

1) 排出ルールの適正化

(1) 分別方法及び収集日

収集地区を「23 地区」に分けてごみの分別収集を行っていますが、適正な分別収集を図るために、ごみの収集日を記載した「きみつくリーンカレンダー」及び分別方法や排出方法の詳細を記載した「きみつくリーンガイドブック」を作成し、市民に配布することで排出ルールの適正化を図ります。

また、転入時の配布のみならず、きみつくリーンカレンダーは人の入れ替わりが多いアパート等へ配布することで収集日等が適切に守られるよう努めます。

なお、日本語のみならず外国語表記にも対応することで、外国からの転入者等にも理解できるよう努めます。

(2) 処理困難物

一般廃棄物のうち、指定のリサイクルルートが確立されているものや適正な処理困難なものについては、適正な処理方法について、きみつくリーンガイドブック等に掲載し、適正な処理が確保されるように努めます。

また、在宅医療の増加に伴う医療系廃棄物についても、適正な処理・回収ルートを活用するよう啓発します。

(3) 違反ごみ

分別や排出方法等に誤りがある違反ごみが排出されている場合には、違反の内容を記載した警告シールを貼付し、残置することで排出者に対して適正な排出を促します。

なお、改善が見られない場合等は、違反の内容に合わせた啓発看板の配布や周辺住宅へのチラシの投げ込みをすることなどにより、適正な排出が確保されるよう努めます。

また、違反ごみの中から排出者が特定できた際には、違反者に対して指導をします。

(4) ごみステーションの管理

ごみステーションの清潔保持等をいただくにあたって、違反ごみの整理や公共用地の清掃に利用いただくことを目的とした公共用ごみ袋を配布します。

ごみステーションに必要な物品については、原則、利用者で用意していただくこととなりますが、資源ごみステーションについては、収集日の前に折りたたみコンテナの設置することや飛散防止用のネットを貸与することで、管理いただく地域の負担軽減を図ります。

(5) 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、環境監視員や不法投棄監視員によるパトロールを行い、不法投棄多発重点地区には移動式の監視カメラを設置します。また、行為者が判明した場合は、警察と連携して厳しく対処する等、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

土地所有者・管理者に柵や看板の設置を促すとともに、不法投棄禁止看板を交付し不法投棄対策の支援を行います。

2) 廃棄物の処理体制

(1) 一般廃棄物収集運搬業及び処分業

ごみの排出量については減少する見込みであることから、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業については、既存の許可業者で適正に処理することが見込まれるため、原則として新規の許可はしないものとします。

ただし、一般廃棄物の広域的な処理、再資源化を目的とする場合または、本市が指定する処理困難物の処理に必要な場合はこの限りではありません。

(2) 収集頻度

収集頻度については、プラスチック製品の分別収集を検討していますが、資源ごみステーションへの排出量が増加することも見込まれることから、ごみステーションを管理する地域の意見も踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

(3) 安定的なごみの処理

資源を分別収集・再資源化することに加え、不燃ごみ及び粗大ごみを君津市リサイクルプラザで破碎・選別し、君津地域広域廃棄物処理施設で熔融処理するごみの量を減少させることによって、最終処分量の削減を図ります。

また、君津市清掃工場（君津市リサイクルプラザを含む）が稼働から20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、屋上・屋根や外壁の補修に加え、主要な設備の更新等の建物・設備機器の機能回復を目的とした中規模改修を検討します。

なお、令和8（2026）年度末に稼働を終了する君津地域広域廃棄物処理施設については、構成市町との連携を図り、令和9（2027）年の第2期君津地域広域廃棄物処理施設の操業開始に向けて着実に事業を進めていきます。

3. 市民・事業者・行政の協働の推進に関する取組

1) 環境学習

(1) 子供に対する学習

環境にやさしい学校づくりに取り組むことで、児童及び生徒の環境を大切にする心を育み、環境に配慮したライフスタイルを身につけることを目的とし、環境にやさしい学校づくりに取り組む市立小・中学校を「エコスクール」として認定しています。

また、夏休みの宿題として環境に関する「環境ポスター」を募集し、入選作品をホームページ等で公開しています。

今後も学校と連携を図り、児童に対する環境学習を実施します。

参 考

環境ポスター

本市では、環境グリーン都市を目指すとともに、きれいな街づくりを推進するため、温室効果ガスの削減、食品ロスの削減、リサイクルの推進及び環境美化の促進等に対する意識を高めるため、市内の小中学生を対象として啓発ポスターを募集し、入賞作品を展示することにより、市民の皆さんへ環境美化とごみ処理に対する啓発を図っています。

令和5（2023）年度は、応募総数 246 点の中から、小学生低学年の部・小学生高学年の部・中学生の部あわせて9点の入賞作品を決定いたしました。



(2) まちづくりふれあい講座

市内の会場へ職員が出向き、ごみの分け方・出し方・処理等の情報を提供します。

今後ごみの減量化・再資源化に対する理解の醸成が図れる資料づくり等に努めます。

(3) 施設見学

収集されたごみを実際に破碎や選別等の処理される状況を見学いただくことで、ごみの減量化・再資源化に対する理解の醸成に努めます。

2) その他

(1) 情報発信

ごみの減量化・再資源化に関する情報の発信は、きみつクリーンガイドブック、きみつクリーンカレンダー、広報きみつ、自治会回覧やホームページ等で発信していますが、SNS等の新たな情報発信の手段も用いて、更なる理解の醸成を図るとともに、デジタル技術を活用することによってDXの推進に努めます。

なお、事業者については、商工会議所等と連携して情報発信に努めます。

(2) 君津市廃棄物減量等推進員の委嘱

廃棄物の排出の抑制、再利用及び一般廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策への協力その他の活動を行う、君津市廃棄物減量等推進員を令和5（2023）年4月現在、431名に委嘱しています。

(3) 君津市廃棄物減量等推進審議会の設置

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項等について、市長の諮問に応じ調査及び審議をするため、君津市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。委員は、市議会議員、学識経験者、事業者の代表及び市民の代表等で構成されています。

(4) 環境美化の推進

ごみの散乱を防止し、よりよい環境づくりを目的として、環境美化の日（5月30日）前後に「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施し、市民の環境美化に対する意識を醸成します。

(5) 災害廃棄物

令和3（2021）年3月に「君津市災害廃棄物処理計画」を策定したことから、平時より発災からの流れを把握することで、災害時に適切な対応ができるよう努めます。

また、災害廃棄物の処理に関して体制が確保できるよう事業者や他自治体と連携・協議し、必要に応じて協定の締結等を検討します。

第3章 食品ロス削減推進計画

I 食品ロスの現状

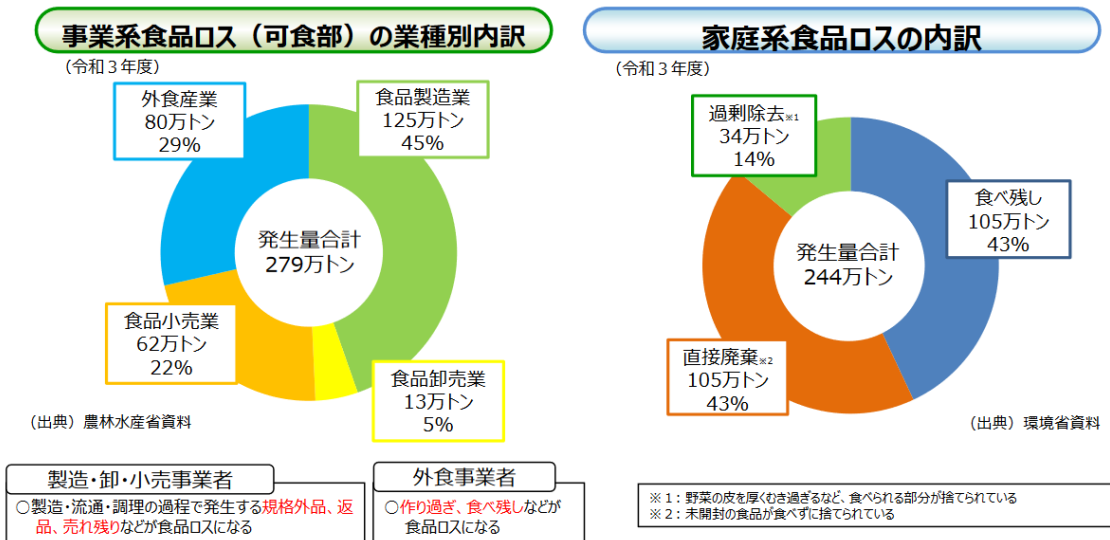
1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスに分類されます。

2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は、令和3（2021）年度の推計では約520万tといわれており、1人当りに換算すると年間42kgとなります。食品ロス量の内訳としては、事業系食品ロス量が279万t、家庭系食品ロス量は244万tであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることが分かります。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和5年6月9日版）

図 全国における食品ロス発生量

3) 本市で発生する食品ロス量

本市における食品ロス量は、組成調査や収集量の実績から推計すると、調理くず等を除いた食品ロスは、令和4（2022）年度に1,900t程度発生したものと考えられます。

II 基本方針・目標・取組

1. 基本方針

基本方針

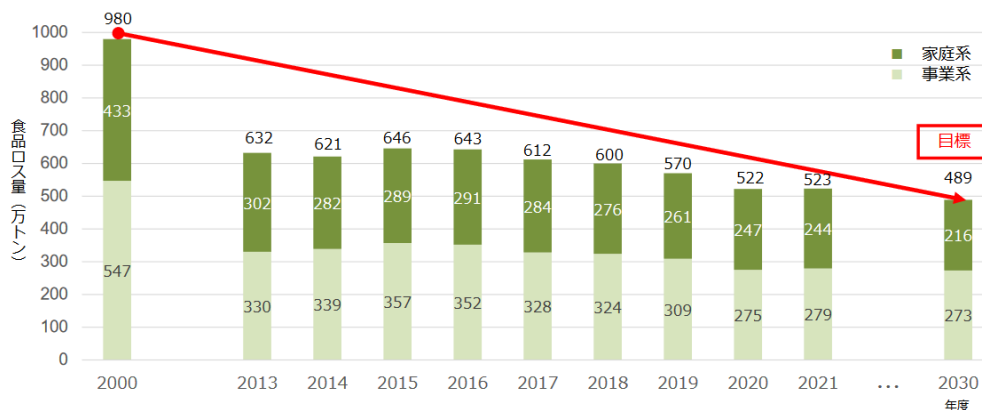
食品ロスの削減の推進

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。

2. 国の目標

1) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

- 家庭系食品ロス及び事業系食品ロス量を共に半減※させる。
※平成 12 (2000) 年度比で令和 12 (2030) 年度
- 食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%※とする。
※平成 30 (2018) 年度は 71.0%



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和 5 年 6 月 9 日版）

図 食品ロス削減目標

2) 第4次食育推進基本計画

- 食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を令和 7 (2025) 年度までに 80%※とする。
※令和元 (2019) 年度は 76.5%

3. 本計画の数値目標

1) 食品ロス発生量

国においては食品ロス量の削減について、2030 年度までの 30 年間で半減させることを目指していることから、本市では食品ロス発生量を 10 年間で 17%の削減することを目指し、令和 4（2022）年度の推計値である 1,863 t から、食品ロスの発生抑制に関する施策を展開することで、食品ロス発生量を 17%削減した 1,546 t を令和 15（2033）年度に達成することを目標とします。

表 食品ロス発生量の目標

	令和 10（2028）年度 （中間目標）	令和 15（2033）年度 （最終目標）
食品ロス発生量 （t）	1,719	1,546

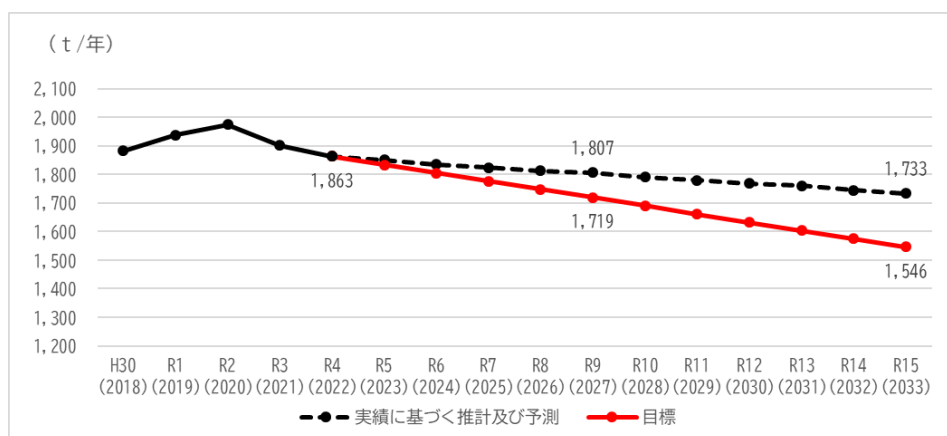


図 食品ロス発生量の目標

2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合

国においては食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とすることとし、第 4 次食育推進基本計画では、令和元（2019）年度の 76.5%から令和 7（2025）年度までに 80%とすることを目標としていることから、今回の市民アンケートの結果である 78.8%から、市民の食品ロスの削減に対する理解の醸成に努め、令和 15（2033）年度に 85%を達成することを目標とします。

表 食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合の目標

	令和 10（2028）年度 （中間目標）	令和 15（2033）年度 （最終目標）
食品ロス問題を認知して削減に 取り組む市民の割合 （%）	81.9	85.0

4. 食品ロス削減に向けた取組

1) 家庭から出る食品ロス

家庭から排出される食品ロスについては、大きく分けて3つに分類されます。

- ①食べ残し
- ②過剰除去（皮の剥ぎすぎ等）
- ③直接廃棄（確認不足による期限切れ・好みに合わないもの）

食品ロスの削減には、料理は買い物の段階から在庫状況を踏まえたうえで必要な量だけ購入し、食べきれぬ量だけ調理するよう心掛けることが必要です。

もらいもの等で好みでないものについては、フードバンクへ寄贈することで必要とされる方へと譲渡し、食品ロスの削減をすることができます。

また、本市では「おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体が食品ロスの削減を目的として平成29（2017）年度に設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」にて参考事例を収集し、食品ロスの削減に向けた取組を検討しています。消費者庁でもクックパッドでブロッコリーの茎等の捨ててしまうことが多いものについても「食材を無駄にしないレシピ」として情報発信しています。

今後、食品ロスに対する市民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況や削減方法等の普及・啓発に努めます。

なお、発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底や生ごみ処理機等によって減量化・再資源化することの必要性について普及・啓発します。

「消費者庁のキッチン」のレシピ例

<p>【リメイク】ポテのミートソースグラタン 残ったミートソースをグラタンに変身させます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>材料（4人前）</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>じゃがいも</td><td>中3個</td></tr> <tr><td>ピザ用チーズ</td><td>40g</td></tr> <tr><td>ミートソースの残り</td><td>80~100g</td></tr> <tr><td>パン粉</td><td>大さじ4</td></tr> <tr><td>パセリ</td><td>少々</td></tr> <tr><td>バター</td><td>適量</td></tr> </table> </div> </div> <p>作り方</p> <ol style="list-style-type: none"> じゃがいもは1cm程度の角切りにして、楊枝が刺さる程度軽くゆでるか蒸す。耐熱性のグラタン皿にバターを薄く塗っておく。 1のじゃがいもをグラタン皿に並べ、ミートソース、ピザ用チーズ、パン粉、パセリをのせる。 表面に焦げ目がつく程度、オーブンで焼いて完成。 <p>コツ・ポイント じゃがいもの芽や緑の部分は、取り除いて使いましう。オーブンから出す時は、器が熱くなっているので、やけどに気を付けましよう。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">考案者 相模原市の管理栄養士</p>	じゃがいも	中3個	ピザ用チーズ	40g	ミートソースの残り	80~100g	パン粉	大さじ4	パセリ	少々	バター	適量	<p>ブロッコリーのザーサイ 「もったいないキッチン」 サクセスレシピ集（長野県松本市）【野菜まるごとレシピ】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>材料（1人分）</p> <table style="font-size: small;"> <tr><td>ブロッコリーの茎</td><td>150g</td></tr> <tr><td>塩</td><td>小さじ1/2</td></tr> <tr><td>ラー油</td><td>小さじ1/3</td></tr> <tr><td>ごま油</td><td>小さじ1</td></tr> <tr><td>鶏ガラスープの素</td><td>小さじ1/4</td></tr> </table> </div> </div> <p>作り方</p> <ol style="list-style-type: none"> ブロッコリーの茎は端から薄く輪切りにする。 耐熱皿に入れて、ラップをし、電子レンジで4分ほど加熱する。 塩、ラー油、ごま油、鶏ガラスープの素を合わせて、調味料を作っておく。 2が熱いうちに3を加えてよく混ぜ、器に盛り完成。 <p>コツ・ポイント 熱いうちに、調味料を加えるといい。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">考案者 長野県松本市と松本大学地域づくり工房「ゆめ」@いただきます!!!</p>	ブロッコリーの茎	150g	塩	小さじ1/2	ラー油	小さじ1/3	ごま油	小さじ1	鶏ガラスープの素	小さじ1/4
じゃがいも	中3個																						
ピザ用チーズ	40g																						
ミートソースの残り	80~100g																						
パン粉	大さじ4																						
パセリ	少々																						
バター	適量																						
ブロッコリーの茎	150g																						
塩	小さじ1/2																						
ラー油	小さじ1/3																						
ごま油	小さじ1																						
鶏ガラスープの素	小さじ1/4																						

出典) 食材を無駄にしないレシピ

図 食材を無駄にしないレシピ

2) 事業所から出る食品ロス

事業所から排出される食品ロスについては、大きく分けて3つに分類されます。

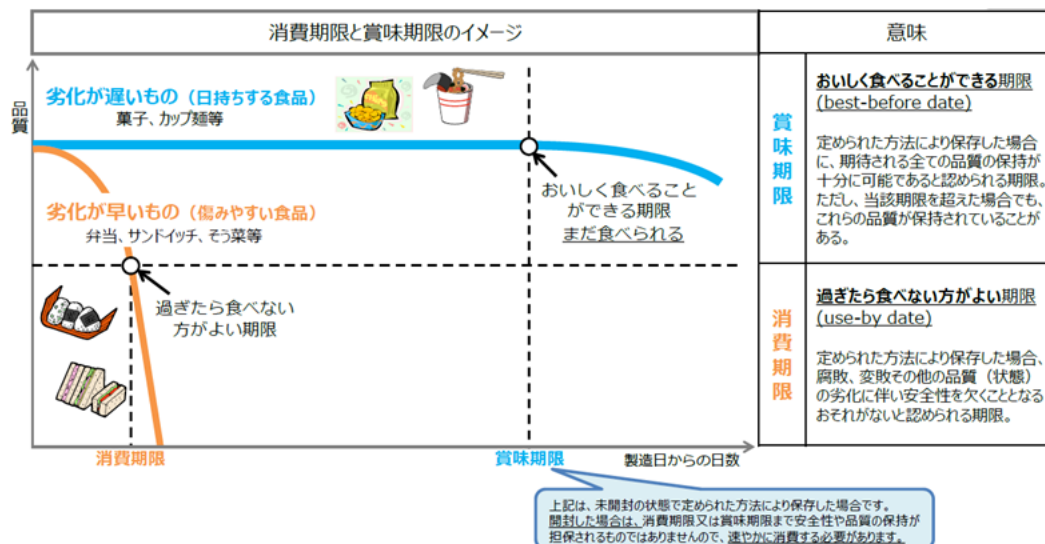
- ①商習慣（3分の1ルール）
- ②販売機会の損失を恐れた多量の発注
- ③消費者の過度な鮮度志向や賞味期限の理解不足
- ④消費者の食べ残し

3分の1ルールとは小売店では賞味期限の3分の1を超えたものを入荷しない、賞味期限の3分の2を超えたものは販売しない等の商習慣が存在しており、現在、見直しが進められています。

また、賞味期限と消費期限の理解度について、消費者庁のアンケート調査では理解していない方の割合が約2割となったことから、賞味期限に対する理解を高めることも重要とされています。

食べ残しや賞味期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であり、店舗でポスター等を掲示することによっても、削減の効果があることとされていることから、事業者とも連携を図り情報発信に努めます。

なお、学校給食共同調理場から発生する、食べ残し等の食品ロスについても減量化等の推進に努めてまいります。



出典)食品ロス削減関係参考資料(令和5年9月)

図 賞味期限と消費期限の違い

参考

食品ロス削減月間に関する取組

「食品ロス削減推進法」において10月を「食品ロス削減月間」としました。そして、令和元（2019）年10月は法施行後初めてとなる「食品ロス削減月間」であり、各省庁において様々な取組を行っており最近では、10月30日の「食品ロス削減の日」に、石川県金沢市において「第7回食品ロス削減全国大会」が開催され、先進事例発表や「金沢の食文化と食品ロス削減について」をテーマとしたトークセッション等が行われました。



食品ロス削減月間ポスター

消費者庁では、これから食品ロスの削減について取り組もうとする方等へ役立つ情報をウェブサイトで紹介しています。具体的には、我が国の食品ロスの現状や食品ロス削減に向けた取組事例等をウェブサイトやSNSで発信するとともに、料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」において68ページでも紹介されているとおり、食材をムダにしないレシピを紹介しています。



第7回食品ロス削減全国大会ポスター



料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」

第4章 生活排水处理基本計画

I 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水の処理フロー

生活排水は、し尿と生活雑排水に区分され、生活雑排水については公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っています。しかしながら、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、未処理の生活雑排水が公共用水域に放流されています。

なお、一般廃棄物収集運搬業許可業者によって収集された、し尿及び浄化槽汚泥は、令和4（2022）年度から稼働した君津市衛生センターで処理しています。

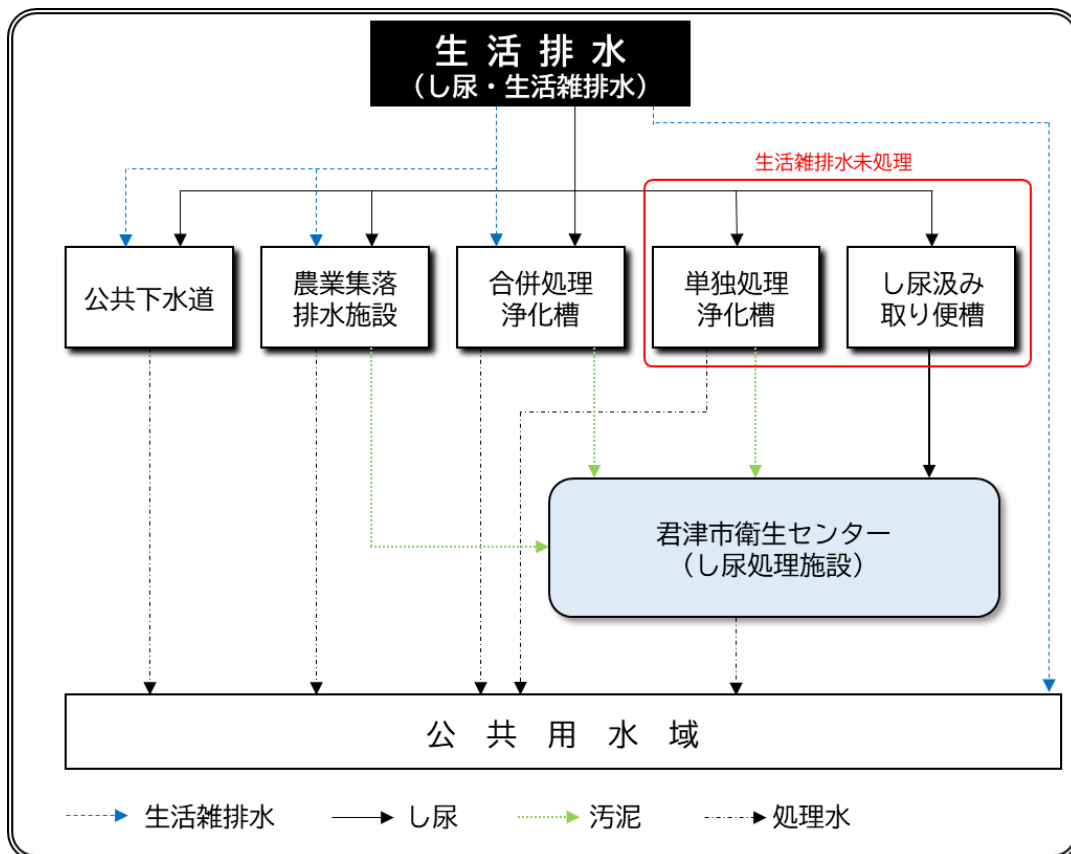


図 生活排水の処理フロー

2) 生活排水の処理形態別人口と生活排水処理率の推移

し尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽を除く、生活雑排水まで処理を行っている割合である生活排水処理率について、令和3年度(2021)においては69.8%となっており、国平均と比較すると19.5ポイント、県平均と比較すると18.2ポイント低くなっています。

表 生活排水の処理形態別の人口の推移

	単位	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
1. 計画処理区域内人口	人	85,067	84,096	83,177	82,364	81,447
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	58,199	58,343	58,035	57,456	58,314
(1) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口 うち、汚泥自家処理	人	15,054 2,195	15,572 2,392	13,622 2,350	11,462 0	11,695 0
(3) 公共下水道人口	人	42,908	42,544	44,192	45,784	46,412
(4) 農業集落排水人口	人	237	227	221	210	207
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	人	24,861	23,915	23,399	23,273	21,523
4. 非水洗化人口	人	2,007	1,838	1,743	1,635	1,610
(1) し尿汲み取り人口	人	2,007	1,838	1,743	1,635	1,610
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	68.4%	69.4%	69.8%	69.8%	71.6%

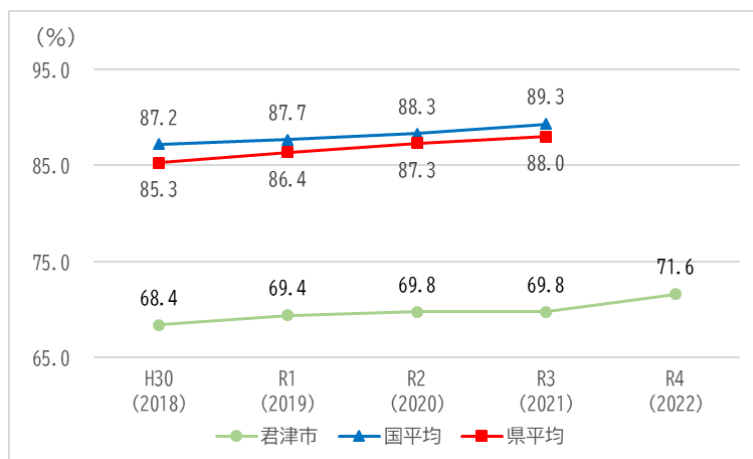


図 生活排水処理率の推移

2. 処理状況

1) 生活排水処理施設の概要

公共下水道については、君津富津広域下水道組合で事業を実施しています。

折木沢地区では農業集落排水施設にて、し尿及び生活雑排水の処理を行っています。

令和4（2022）年4月から新たに稼働した、し尿処理施設である君津市衛生センターでは、一般廃棄物収集運搬業許可業者によって収集された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行い、助燃剤として再資源化しています。

表 公共下水道の概要

項目	内容
事業名称	君津富津広域下水道組合公共下水道事業
所在地	君津市久保2丁目13番1号
事業主体	君津富津広域下水道組合（構成：君津市、富津市）
計画目標年次	令和6（2024）年度
計画区域面積	全体4,406ha うち君津市分：2,557ha
処理区域内人口	全体87,700人 うち君津市分：59,400人
計画汚水量	全体46,860 m ³ /日 うち君津市分：28,780 m ³ /日
処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化窒素法＋急速ろ過法
処理能力	47,200 m ³ /日

表 農業集落排水施設の概要

項目	内容
事業名称	農業集落排水事業君津市折木沢地区
所在地	折木処理区
事業主体	君津市
処理能力	141 m ³ /日 計画人口520人
処理方式	高度処理型回分式活性汚泥方式
供用開始	平成15（2003）年4月

表 し尿処理施設の概要

項目	内容
事業名称	君津市衛生センター
所在地	君津市戸崎2650-24
事業主体	君津市
処理能力	60kL/日（し尿5kL/日、浄化槽汚泥54kL/日、農業集落排水施設汚泥及び鳥獣被害防止対策施設汚泥1kL/日）
処理方式	水処理：生物学的脱窒素処理方式＋高度処理方式 資源化：助燃剤化
供用開始	令和4（2022）年4月

2) 君津市衛生センターにおける処理量の推移

君津市衛生センターにおける処理量については、し尿は合併処理浄化槽等への転換により約 24%減少していますが、合併処理浄化槽等から発生する浄化槽汚泥については、平成 30 (2018) 年度と比べ約 3%増加しています。

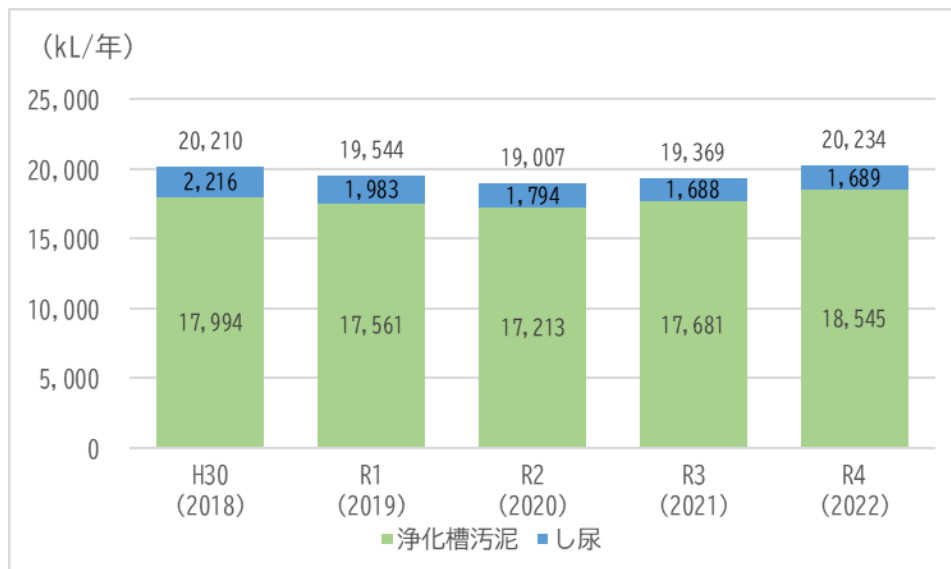


図 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

3) 放流水の水質

君津市衛生センターの処理後の放流水質は、各項目とも基準値を満たしており、良好な放流水質となっています。

表 処理後の放流水の水質

項目	区分	設計条件	検査結果
pH (水素イオン)		5.8~8.6	7.5
BOD (生物学的酸素要求量)	(mg/L)	10以下	0.5未満
COD (化学的酸素要求量)	(mg/L)	10以下	1.9
SS (浮遊物質)	(mg/L)	10以下	1未満
T-N (全窒素)	(mg/L)	10以下	7.3
T-P (全りん)	(mg/L)	1以下	0.06
大腸菌群数	(個/cm ³)	3000以下	1未満

3. し尿処理経費

し尿処理経費は、君津市衛生センターの老朽化に伴う整備を行ったことから、令和2（2020）年度から建設改良費が大幅に増加していますが、処理・維持管理費については新たな施設が供用開始した令和4（2022）年度には平成30（2018）年度と比べ約56%減少しました。

表 し尿処理経費の推移

項目	単位	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
処理・維持管理費	千円	214,810	224,819	219,944	160,694	95,024
建設改良費	千円	15,152	13,342	505,659	2,144,538	989,329
その他	千円	0	0	0	0	0
処理費合計	千円	229,962	238,161	725,603	2,305,232	1,084,353
人口	人	85,067	84,096	83,177	82,364	81,447
1人当たりの生活排水処理費用	円/人	2,703	2,832	8,724	27,988	13,314
し尿・浄化槽汚泥収集量	kL	20,210	19,544	19,007	19,369	20,234
1kL当たりの生活排水処理費用	円/kL	11,379	12,186	38,176	119,017	53,591
【参考】						
し尿処理手数料	千円	8,692	8,405	8,174	8,330	8,702

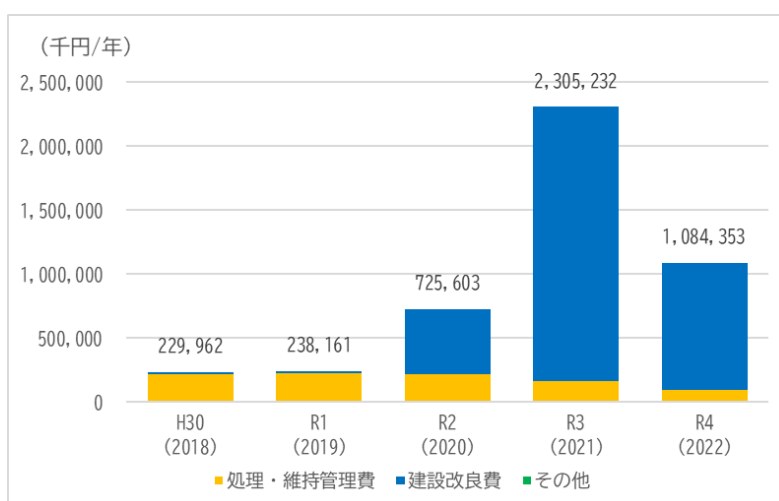


図 し尿処理経費の推移

4. 中間評価

生活排水処理率は、令和3（2021）年度で目標の推計を1.0ポイント下回っていましたが、令和4（2022）年度では、目標の推計である71.6%に達しています。

しかし、令和3（2021）年度における生活排水処理率は、国・県平均よりも低いことから、更なる生活排水処理率の向上が必要となっています。

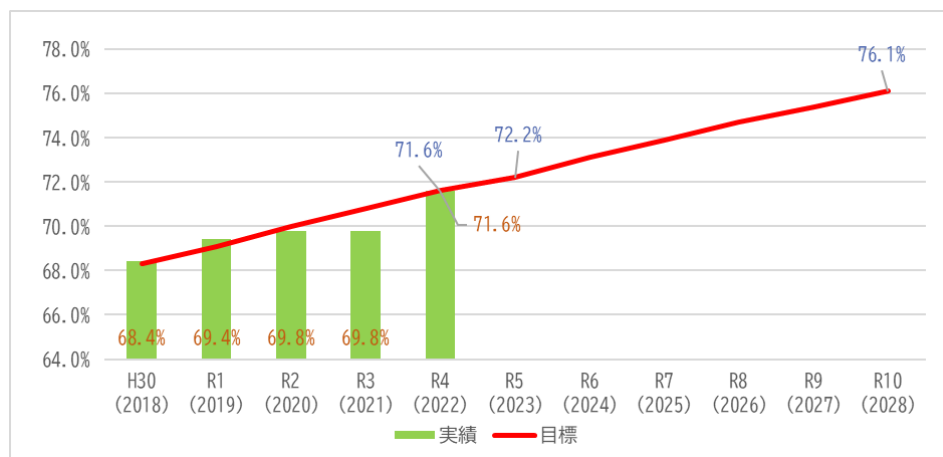


図 生活排水処理率の目標達成状況

5. 生活排水処理の課題

1) 生活排水の未処理放流

単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されており、水質汚濁の要因となっています。

令和3（2021）年度における生活排水処理率の国平均は89.3%、県平均は88.0%に対し、本市は69.8%にとどまっています。

公共下水道、農業集落排水施設については、施設を整備した後の接続を推進するとともに、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への切り替えについて啓発や支援策を講じる必要があります。

2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は、建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうこととなり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

そのため、適正な維持管理方法について、啓発や指導を行う必要があります。

II 基本方針・数値目標

1. 生活排水処理の基本方針

1) 基本目標

本市は、将来の都市像とその実現に向けた基本的方策を、君津市総合計画に定めています。

君津市総合計画における生活環境を保全するうえでの目標としている「経済と環境が調和したまち」の実現のため、公共下水道計画区域外の地域での生活排水処理については、合併処理浄化槽の普及を図り、川や海の環境保全を目指します。

本計画は、君津市総合計画に準拠し、将来ビジョンの実現に向けた具体的な施策を展開するための指針とします。

2) 基本方針

基本目標を達成するための、取組の柱となる基本方針は次のとおりです。

基本方針 1

生活排水処理施設の整備・普及

公共水域に未処理で放流されている生活雑排水を適正に処理するため、公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を推進します。

基本方針 2

適正処理・管理の推進

合併処理浄化槽の適正な維持管理について啓発や指導を行うとともに、公共下水道、農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽への転換を促進することで、水環境の保全に努めます。

2. 本計画の数値目標

生活排水処理率については、令和3（2021）年度時点では国・県の平均値よりも低いものの、前基本計画の数値目標の達成が見込めるため、引き続き、合併処理浄化槽の整備・普及等を図ることで、令和15（2033）年度に79.9%を達成することを目標とします。

表 生活排水処理率の目標

	令和10（2028）年度 （中間目標）	令和15（2033）年度 （最終目標）
生活排水処理率 （%）	76.1	79.9

表 処理形態別人口及び処理量の予測

	単位	実績	目標	
		R4 (2022)	R10 (2028)	R15 (2033)
1. 計画処理区域内人口	人	81,447	78,112	75,332
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	58,314	59,443	60,190
(1) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	人	11,695	11,948	12,098
うち、汚泥自家処理	人	0	0	0
(3) 公共下水道人口	人	46,412	47,306	47,918
(4) 農業集落排水人口	人	207	189	174
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独浄化槽人口）	人	21,523	17,107	13,635
4. 非水洗化人口	人	1,610	1,562	1,507
(1) し尿汲み取り人口	人	1,610	1,562	1,507
(2) 自家処理人口	人	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0
生活排水処理率	%	71.6%	76.1%	79.9%
処理量	t	20,234	17,868	15,955
(1) 浄化槽汚泥	t	18,545	16,226	14,371
(2) し尿	t	1,689	1,642	1,584

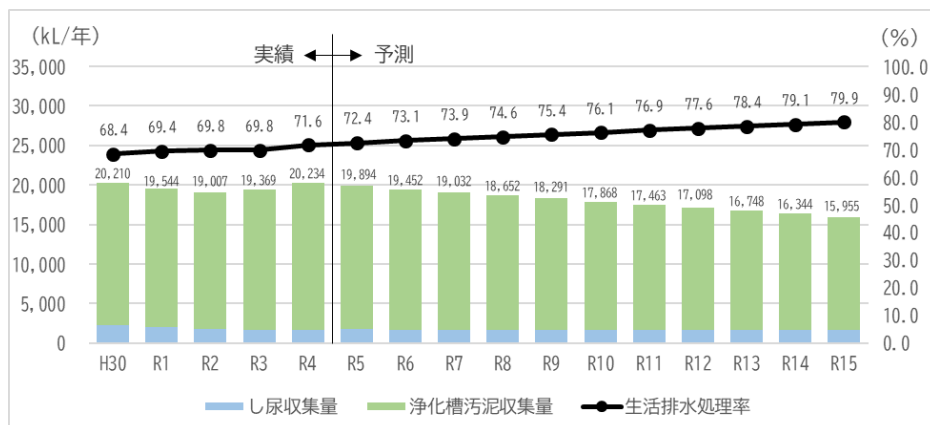
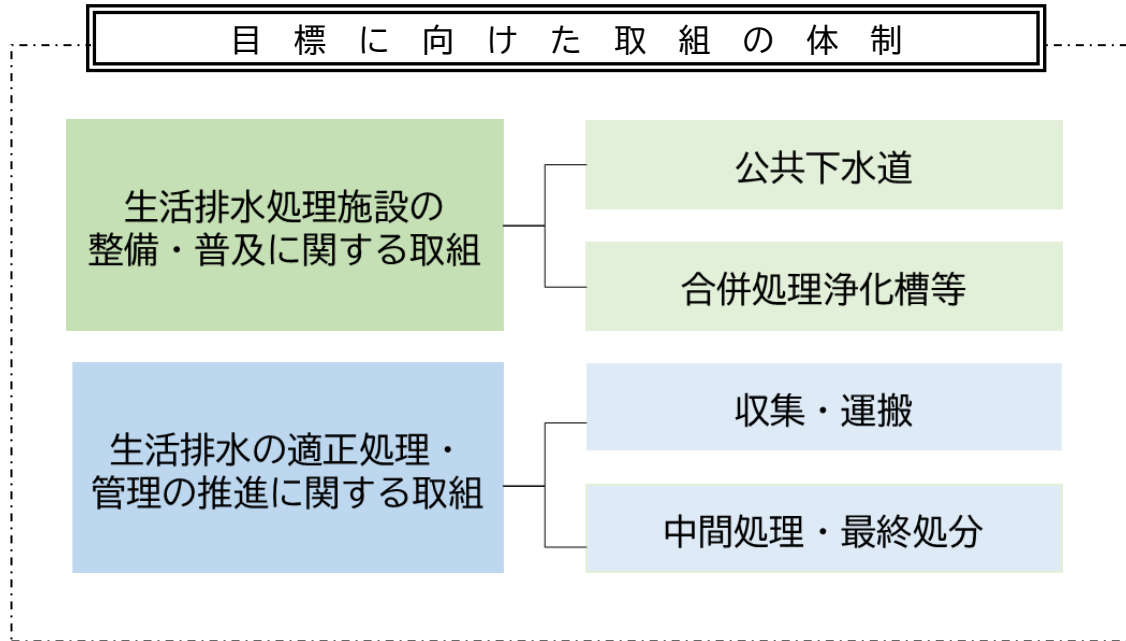


図 生活排水処理率及び処理量の予測

III 目標に向けた取組



1. 生活排水処理施設の整備・普及に関する取組

1) 公共下水道

公共下水道事業計画区域内の未整備地区の整備を推進します。

また、供用開始区域内における未接続世帯についても接続を促進します。

2) 合併処理浄化槽等

(1) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道計画区域外または公共下水道が整備されるまでに、相当の期間を要する区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

今後も引き続き、単独処理浄化槽または、し尿汲み取り便槽の合併処理浄化槽（高度処理型）への転換や新規設置に係る費用の一部を補助することで、普及率の向上に努めます。

(2) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用する市民については、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発・指導することで、適正な管理が行われるよう推進します。

2. 生活排水の適正処理・管理の推進に関する取組

1) 収集・運搬

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を設置している家庭から発生する、し尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集を行います。

2) 中間処理・最終処分

(1) し尿・浄化槽汚泥の処理

一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集した、し尿・浄化槽汚泥は、君津市衛生センターで適正に処理を行い、助燃剤として再資源化します。

(2) 災害時の対応

令和3（2021）年3月に「君津市災害廃棄物処理計画」を策定したことから、平時より発災からの流れを把握することで、災害時に適切な対応ができるよう努めます。

また、仮設トイレの設置等に関して体制が確保できるよう事業者や他市町村と協定の締結等を検討します。